

福山市こども計画
(第2期福山市ネウボラ事業計画)
アクションプラン 2025

2025年（令和7年）3月

福山市

— 目 次 —

第1章	アクションプラン策定に当たって	1
第1節	アクションプラン策定の背景と趣旨	1
第2節	福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）のめざす姿	2
第3節	福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）の施策体系	3
第2章	アクションプラン 2025	4
基本方針1	子育て家庭への取組	4
基本方針2	こども・若者への取組	23
基本方針3	援助を必要とするこども・若者、子育て家庭への取組	40
第3章	福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）に設定する指標	53

■ 本アクションプランにおける「こども」の表記について

本アクションプランにおける「こども」の表記は、原則としてひらがなで「こども」とします。

ただし、法律や各種計画、事業の名称で「子供」、「子ども」と表記されている場合は、正式な表記を用いることとします。

■ 各事業の記載方法等について

新規事業には、番号の左に⑨を記載しています。

拡充事業には、番号の左に⑩を記載し、事業概要内の下線部に拡充内容を記載しています。

第1章 アクションプラン策定に当たって

第1節 アクションプラン策定の背景と趣旨

わが国では、近年、少子化のスピードが加速しており、合計特殊出生率は、2023年（令和5年）では1.20と、人口を維持するために必要な2.07を大幅に下回った状態が続いています。

また、生活の多様化や家庭の在り方、女性の就業率の上昇などにより、結婚やこどもを産み育てることに対する意識も変化するなど、子育てを取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、2023年（令和5年）4月1日に、「こども基本法」が施行されました。また、こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が2023年（令和5年）12月に策定されました。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本市においては、こども大綱のめざす「こどもまんなか社会」の実現につなげていくため、福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）」を策定し、5年間の計画期間で取り組んでいく基本施策を定めました。

本アクションプランは、基本施策に位置づく事業を取りまとめたものであり、こども・若者、子育て家庭を取り巻く環境変化やニーズに対応した取組を着実に進めていくとともに、国が毎年改定するこどもまんなか実行計画と整合性を図るため、毎年度策定します。

福山市こども計画とアクションプランの対象期間

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
基本施策	福山市こども計画 (第2期福山市ネウボラ事業計画)				
基本施策に 位置づく事業	2025	2026	2027	2028	2029

めざす姿

地域みんなでつくる
すべてのこども・若者の未来が輝き
子育て家庭の希望が実現できる
こどもまんなかのまち ふくやま

- 「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」は、「全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」です。
- こども・若者が、夢や希望を持ち、果敢に挑戦ができるまちをめざします。
- 子育て家庭が、それぞれ希望の子育てを実現できるよう福山ネウボラの強化を推進していきます。
- こども未来づくり100人委員会での議論を踏まえて、行政・企業等が連携し、地域が一体となって、本計画を進めていきます。

ネウボラセンターを核とした
こども・若者、子育て家庭への総合的支援

- めざす姿の実現に向け、こども・若者、子育て家庭に関する機能を集約したネウボラセンターを創設し、総合的支援を展開します。

第3節 福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）の施策体系

福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）は、次の基本方針及び基本施策に基づいて推進します。本アクションプランも、この施策体系に基づき、具体的な事業に取り組みます。

めざす姿

地域みんなでつくる すべてのこども・若者の未来が輝き
子育て家庭の希望が実現できる こどもまんなかのまち ふくやま

基本方針	基本施策
【1】 子育て家庭への取組	(1) 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 保育所その他の施設での保育サービスの充実 (4) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (5) 周産期・小児医療提供体制の充実 (6) 仕事と子育ての両立支援（共働き・共育での推進） (7) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (8) 子育てにやさしい生活環境づくり
【2】 こども・若者への取組	(1) 未来を切り拓く人材を育成する教育環境の整備 (2) 多様な遊びや体験活動の推進 (3) こども・若者の居場所づくり (4) こども・若者の安心・安全な暮らしの確保 (5) 若者の就労支援 (6) 結婚を希望する若者への支援 (7) こども・若者の権利を守る環境づくり
【3】 援助を必要とする こども・若者、 子育て家庭への取組	(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化 (2) ひとり親家庭等への支援 (3) こどもの貧困対策 (4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (5) 悩みや不安を抱えるこども・若者、子育て家庭への支援

なお、基本方針を推進していく上で、次の共通する視点を踏まえ、取組の充実を図ります。

各基本方針に共通する視点

◆デジタル技術の活用

◆地域社会全体での各施策の推進

◆備後圏域市町との連携

基本方針1

子育て家庭への取組

(1) 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実

現状と課題

こども・若者を取り巻く育ちの環境は多様なため、保護者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、子育てを継続的に支えることが求められています。

本市では、2017年度（平成29年度）より、保健部門や保育部門の相談窓口を一体化し、ネウボラ相談窓口「あのね」を設置して、こども・子育てのワンストップサービスの充実を図っています。

ネウボラ相談窓口「あのね」では、子育て支援に関わる関係機関との情報共有や連携を図り、一人一人の妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談にネウボラ相談員（看護職・保育士）が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等を図りながら切れ目のない支援を提供しています。

ニーズ調査では、子育てに不安や負担を感じていると回答した保護者の割合が高くなっています。また、子育て家庭の悩みは「病気や発育・発達に関すること」や「食事や栄養に関すること」、「こどもの教育に関すること」など、多様化しています。

そうした悩みに対する相談体制を更に強化し、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。

また、「あのね」の認知度は、就学前児童の保護者で9割超と高いものの、半数以上が「知っているが利用したことはない」と回答しています。その理由として、制度や相談できる内容がよく分からないと感じている人がいることから、あらゆる機会を捉えて必要な情報を発信していくことが必要です。

今後の方向性

妊婦や子育て家庭が安心して、妊娠・出産・子育てができるよう、相談機関の充実や健康診査などによる切れ目のない支援ができる体制の強化を図り、子育てに関する不安や負担を軽減します。

また、必要な人に必要な情報を適切なタイミングで届けられるよう、プッシュ型の情報提供など効果的な情報発信に取り組みます。

(計画 P61～P62)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
①	ネウボラセンターの整備	「福山ネウボラ」をさらに強化・充実していくため、若者や少子化の対応を含めた機能や体制整備を行い、ネウボラセンターを設置します。	ネウボラ推進課
2	ネウボラ相談窓口「あのね」の運営（利用者支援事業）	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談や助言を行うとともに、母子保健事業、子育て支援事業等が利用できるよう、必要に応じて関係機関等とともに継続的な支援を行います。	ネウボラ推進課
3	子育て応援プレゼント事業	妊婦の不安が高まる妊娠後期（28 週目以降）に、不安等の軽減を図るため、ネウボラ相談窓口「あのね」で産前面談を行うとともに、育児用品をプレゼントします。	ネウボラ推進課
4	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、その家庭を訪問し、育児の不安や悩みを聞き、子育て支援の情報を提供します。支援が必要な家庭に対しては、関係機関等と連携を図り、継続した支援を行います。	ネウボラ推進課
⑤	産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後1 年未満の産婦・乳児を対象に、産科医療機関等において、宿泊や日帰り又は訪問で母体の体調管理、育児に関する相談等を行います。（宿泊は支援が必要であると市が認めた人） <u>2025 年度から、日帰り型の対象者の要件を緩和します。また、日帰り型の利用区分（2 時間利用）を追加するとともに、多胎の場合の利用可能日数を追加します。（7 日→10 日）</u>	ネウボラ推進課
6	産前・産後サポート事業	産前及び産後1 年未満の妊産婦を対象に、子育て経験者等が家庭を訪問し、話し相手となり、妊娠・出産・子育てに関する情報提供等を行います。	ネウボラ推進課
7	産婦健康診査	出産後間もない時期の産婦を対象に、産後うつや新生児への虐待の予防を図るため、健康診査の助成を行います。	ネウボラ推進課
8	すこやか育児サポート事業	妊婦を対象に、産婦人科医と保健師が連携し、育児不安の軽減を図ります。	ネウボラ推進課
9	妊娠・子育て支援事業	妊婦や乳幼児を対象に、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、妊婦等を対象に、経済的支援を行います。	ネウボラ推進課
⑩	SNS や子育て支援アプリやホームページによる情報発信	市公式 LINE や電子版母子健康手帳としての機能を持つ福山市子育て支援アプリ「あのね育ナビ」を通じて、市の子育て支援情報や子育てに関するイベント、遊び場の情報発信に取り組みます。 <u>2025 年度は、こどもの月齢や年齢に合わせた情報発信を強化します。</u>	ネウボラ推進課
11	風しん抗体検査事業	妊娠を希望する女性とその同居者等を対象に、先天性風しん症候群の発生や風しんの感染を予防するため、風しん抗体検査を行います。	保健予防課
12	妊婦歯科健康診査	妊婦及び生まれてくるこどもの口腔衛生の向上のため、歯科医療機関において、妊婦の口腔内診査及び保健指導を行います。	健康推進課 ネウボラ推進課
13	不育症治療費の助成	こどもを産み育てたいと願う夫婦を対象に、不育症治療に要した費用の一部を助成します。	健康推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
14	不妊治療費の助成	こどもを産み育てたいと願う夫婦を対象に、一般不妊治療及び生殖補助医療に要した費用の一部を助成します。 また、妊娠・出産に関する正しい知識の普及のために不妊に関する講演会を行います。	健康推進課
15	こども・子育て支援ネットワーク活動の推進	子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりを推進するため、様々な子育て支援施策に関する情報を集約するとともに、関係部署間で連携し、施策の充実について検討します。	こども企画課
16	相談予約や手続のオンライン化の拡大	子育て家庭の負担を軽減するため、子育てに関する相談の待ち時間の短縮や時間・場所を選ばない手続などについて、オンライン化を図ります。	こども企画課
17	あのね手帳の活用	妊産婦を対象に、相談者一人一人の現状・ニーズに応じたアドバイス内容や、各事業の利用プランなどを記入できるあのね手帳を配布します。	ネウボラ推進課
18	親子健康手帳（母子健康手帳）の交付	ネウボラ相談窓口「あのね」13か所において、妊産婦、乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した親子健康手帳（母子健康手帳）を交付します。	ネウボラ推進課
19	子育て情報誌の発行	「あんしん子育て応援ガイド」を発行するなど、様々な子育て支援事業について、見やすさ・わかりやすさに配慮した情報提供を行います。	ネウボラ推進課
20	子育て世代FP（ファイナンシャルプランナー）相談会	子育て家庭の経済的な不安を解消し、将来の展望を描ける環境の実現をめざし、ライフプランなどを気軽に相談できる体制を整備します。 また、休日相談会を実施することでネウボラ相談窓口「あのね」に父親が関心を持つきっかけとし、男性の育児参加の機運醸成を図ります。	ネウボラ推進課
21	新生児聴覚検査事業	早期発見・早期療育を図るため、聞こえのスクリーニング検査として実施する、新生児聴覚検査の初回検査に係る費用の一部を助成します。	ネウボラ推進課
22	多胎妊娠の妊婦健診支援	多胎児を妊娠している妊婦を対象に、経済的負担を軽減するため、健診費用の一部を5回まで助成します。	ネウボラ推進課
23	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦を対象に、経済的負担軽減を図るとともに、その妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成します。	ネウボラ推進課
24	妊婦健康診査	妊婦が安全に出産するため、医療機関において、診察、検査、保健指導等を実施するとともに、定期受診の必要性の啓発を行います。	ネウボラ推進課
25	未熟児養育医療扶助	出生体重が2,000g以下又は未熟なまま生まれた乳児を対象に、適切に養育するため、状態の改善に必要な、医療費の自己負担分の一部を助成します。	ネウボラ推進課
26	子育て支援通訳ボランティア派遣事業	市が実施する母子保健事業等において、日本語が十分に理解できないことから、子育ての情報を得ることやコミュニケーションを取ることが困難な外国人市民を対象に、出産・子育ての不安を軽減するため、子育て支援通訳ボランティアを派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。	多様性社会推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
27	夢みるパパとママの会、男性育児講座	妊婦とその家族を対象に、産後の母親の子育てへの負担感や不安感を軽減させるため、妊娠・出産について学び、出産に向けて心と体の準備をする為の講座を開催します。また、男性を対象に育児講座を開催します。	多様性社会推進課 ネウボラ推進課
28	母子保健のデジタル化	(1-(4)後掲)	ネウボラ推進課
29	母子の健康教育	(1-(4)後掲)	ネウボラ推進課
30	子育て世帯訪問支援事業	(3-(1)後掲)	ネウボラ推進課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が変化している中で、祖父母や近所の人から、子育てに関する助言や協力を得ることが難しい状況にあります。

本市では、地域子育て支援拠点事業として、ふくやま子育て応援センター「キッズコム」や認定こども園・保育所等において、子育て家庭の交流の場や子育て情報の提供、子育て講座の実施などに取り組んでいます。

ニーズ調査では、地域子育て支援拠点事業について約 10%の人が「利用している」、約 15%の人が「利用していないが今後利用したい」と回答しており、一定のニーズがあることがうかがえます。

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた子育て支援サービスの充実に努めるとともに、子育てを応援する人との更なる連携が必要です。

今後の方向性

地域における子育てに関する相談の場や交流の場を充実するとともに、子育てに関する相談・援助を行う中で、子育て家庭のニーズを把握し、地域における子育て支援事業等の充実につなげていきます。

また、キラキラサポーター（子育て支援ボランティア人材）や民生委員・児童委員との連携、活動への支援を通して、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう地域社会全体で支援していきます。

(計画 P63)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	子育て家庭を対象に、交流の場や子育て関連情報の提供、相談支援や出産・子育てに関する講習等の実施及びネウボラ相談窓口「あのね」と連携した育児総合相談を行います。 また、ファミリー・サポート・センター事業において子育て家庭を支援します。	ネウボラ推進課
2	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭を対象に、ふくやま子育て応援センター「キッズコム」や、地域の拠点保育施設が連携して、遊び場や子育て情報関連情報の提供、相談支援や子育てに関する講座を実施します。	ネウボラ推進課 保育施設課
3	子育て支援ボランティア事業	家庭訪問等により保護者の話し相手や育児支援ができる、キラキラサポーター（子育て支援ボランティア人材）を確保するため、養成講座やフォローアップ研修を開催します。	ネウボラ推進課
4	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって子育てを地域で支える活動を実施しています。 協力会員の確保に努めるとともに、ネウボラ相談窓口などと連携し、多様化するニーズに対応しながら地域の子育てを支援します。	ネウボラ推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
5	民生委員・児童委員による地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進	子育て家庭の支援のため、民生委員・児童委員が子育て支援事業等の情報提供を行うなど、地域全体で子育てを見守り、支え合うネットワークづくりを推進します。	福祉総務課
6	子育て応援ささえあい事業	キラキラサポーターを中心としたグループが、地域の交流館や集会所等を利用した、子育て支援活動に必要な支援を行います。	ネウボラ推進課
7	幼稚園での子育て支援	未就園児の子育て家庭を対象に、子育て家庭の不安の解消を図るため、未就園児の会を実施し、関係機関等との連携を図りながら、育児相談や情報提供等を行います。	保育指導課
8	世代間交流事業	地域の見守りなど子育て支援の充実を図るため、保育施設等において、地域の老人クラブ等と連携した世代間で交流できるイベントを開催します。	保育指導課
9	子育てに関する講座	子育て家庭を対象に、親同士の交流や育児情報の交換等、地域・家庭教育の向上させるため、交流館・コミュニティセンターにおいて、参加型の学習会を開催します。 また、『親の力』をまなびあう学習プログラム（親プロ）を活用した出前講座を拡大する取組を通じて、養成したボランティアに活躍の場を提供します。	まちづくり推進課
10	ネウボラ相談窓口「あのね」の運営（利用者支援事業）	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
11	こんにちは赤ちゃん訪問事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
12	妊娠・子育て支援事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
13	産前・産後サポート事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
14	子育て世帯訪問支援事業	(3-(1)後掲)	ネウボラ推進課
15	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	(3-(5)後掲)	ネウボラ推進課

(3) 保育所その他の施設での保育サービスの充実

現状と課題

核家族世帯や共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを家庭で保育できない世帯が増えています。また、親の就業状況にかかわらず、全ての子育て家庭に対して、孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減を図る必要があります。

本市では、2024年度（令和6年度）から、保育所等の広域利用の要件緩和やこども誰でも通園制度の試行的実施などに取り組んでいます。

ニーズ調査では、共働き家庭が約75%、1年以内の共働き希望家庭も約80%おり、多様な保育サービスを提供するために保育人材の確保が必要です。

さらに、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国にルーツを持つこどもなど個別な配慮を必要とするこどもを含め、保護者が安心して預けることができるよう、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。

兄弟姉妹同一施設など希望の保育所等への入所や一時預かり、病児・病後児保育など、利用者の生活実態やニーズを踏まえた保育サービスの充実が必要です。

今後の方向性

保育人材の確保に取り組む中で、保育ニーズに対応した受け皿を整備します。また、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、希望の保育所等への入所や教育・保育の質の向上、快適な保育環境の整備に取り組みます。

病児・病後児保育やこども誰でも通園制度など多様な保育サービスを提供し、子育てに係る保護者の支援を行います。

また、個別の状況に応じた支援が必要な児童も含め、利用者の生活実態やニーズを踏まえた保育サービスの提供体制の整備を図ります。

(計画 P64)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	公立保育施設の保育士の確保	保育士資格保有者のうち、保育職未経験者や離職中の復職希望者を対象に、雇用形態等のニーズを踏まえた就労支援や保育現場に関する情報発信のため、お仕事説明会を公立保育施設で開催します。	保育指導課
②	保育士インターンシップ事業	地方で暮らし、働くことに関心を持つ都市部在住の潜在保育士等を対象に、市内の保育施設での職場体験を提供します。(2025年4月から本格実施)	保育施設課
③	保育現場魅力発信事業	保育の知識を有する著名人や現役保育士による保育現場の魅力を伝えるセミナーを行います。	保育施設課
4	保育士等就労支援事業費補助	市内の保育施設で勤務を開始する潜在保育士等を対象に、雇用条件に応じて支援金を支給します。	保育施設課
5	保育士等復職支援事業	保育士等の相談を受け、保育施設とのマッチングを行う人材を配置し、きめ細やかな復職等の支援を行います。	保育施設課

No.	事業名	事業概要	担当課
6	保育体制強化事業	保育士の業務負担軽減のため、私立保育施設が雇用する保育環境の整備などを行う保育支援者の雇い上げに要する経費の一部を補助します。	保育施設課
7	保育補助者雇上強化事業	保育士の業務負担軽減のため、私立保育施設が雇用する保育業務を補助する保育補助者の雇い上げに要する経費の一部を補助します。	保育施設課
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、保育施設等で一時的に預かり、保育を行います。	保育施設課 保育指導課
9	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に対応するため、保育施設等の通常の利用時間以外の時間帯に保育を行います。	保育施設課 保育指導課
10	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化等に対応するため、日曜・祝日の保育を行います。	保育施設課 保育指導課
11	入所制度の充実	保育士の職場復帰に向けた支援や兄弟姉妹が同一施設に入所できるよう、入所制度を充実します。	保育施設課
12	夜間保育事業	保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夜間における保育を行います。	保育施設課
13	(仮称) あけぼのこども園の整備(実施設計等)	老朽化し、耐震性が不足しているあけぼの幼稚園・手城幼稚園をあけぼの保育所と統合し保護者ニーズの高いこども園として整備を行います。	保育施設課
新14	湯田複合化施設の整備(基本設計等)	湯田幼稚園と湯田保育所を統合した認定こども園と、神辺老人福祉センターの機能を集約した湯田交流館を複合化した施設を整備します。	保育施設課
15	病児・病後児保育事業(施設型)	病気の状態(回復期を含む。)にある児童を対象に、集団保育等が困難な場合に医療機関に付設された専用スペースで一時的に預かります。	保育施設課
16	病児・病後児保育事業(訪問型)	病児・病後児保育事業(施設型)を補完することを目的に、非施設型(ベビーシッター派遣)での病児・病後児保育を行います。	保育施設課
新17	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	未就園児を対象に、保育施設等の空き定員等を活用し、就労要件等を問わず時間単位で柔軟に利用できる預かり事業を行います。	保育施設課
拡18	医療的ケア児保育事業	医療的ケア児の受入環境整備のため、看護師等の専門職員の配置などを行います。 <u>2025年度は、医療的ケア児用のベビーカー等必要な備品を整備します。</u>	保育施設課
19	休日保育・乳児等通園支援事業実施施設整備	休日保育実施施設の移転及び乳児等通園支援事業の実施のため、樹徳保育所の施設改修を行います。	保育施設課
20	就学前施設の教育力・保育力の向上	「研究園」として位置づけられた福山市立大学附属こども園における研究成果を、「実践拠点園」と連携して、保育施設等に提供・還元します。	保育施設課 保育指導課
21	保育士の配置基準見直しによる体制強化	国の保育士配置基準の見直しが行われたことに伴い、保育士1人当たりがみるこどもの人数を3歳児は20人→15人、4～5歳児は30人→25人へと改めていきます。	保育施設課 保育指導課
22	スマート保育の実施	保育士の業務負担軽減や保護者の利便性向上を図るため、こどもの登降園管理や保護者との連絡をデジタル化し、タブレットなどのICT機器を活用したスマート保育を行います。	保育施設課 保育指導課

No.	事業名	事業概要	担当課
23	保育施設の広域利用の要件緩和	保育施設の利用者の利便性向上のため、備後圏域7市2町において、保育施設の市町間の広域利用に関する要件を緩和しています。	保育施設課
24	外国にルーツを持つ保育施設等の児童に対する支援	日本語でのコミュニケーションが難しい家庭を対象に、通訳を介して保護者の相談を受ける個別面談や保護者同士のつながりを深めるための保護者懇談会を行います。	保育指導課
25	障がい児保育	障がいのある児童の保育を、全保育施設で行います。 職員の専門性を高め、児童一人一人にあった保育内容の充実に努めるとともに関係機関等との連携をより充実します。	保育指導課
26	幼保小中連携の推進	保育施設等のそれぞれの特性を生かした多様な保育や教育の提供及び幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な接続を図るため、合同研修会や小学校区内を基本とした幼保小連携協議会を定期的で開催するとともに、こども同士の交流や互いの保育、授業の参観等を行い、「学びをつなぐカリキュラム」の作成・改善を行うなど、計画的・組織的な運営を進めます。	保育指導課 学びづくり課
27	保育施設等への移動図書館車「わくわく号」の訪問	(2-(2)後掲)	中央図書館

(4) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

現状と課題

出生から、新生児期・乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して必要な支援を切れ目なく提供し、「全てのこどもが健康やかに育つ社会」の実現が求められています。

本市では、疾病や障がいの早期発見及び支援、親の育児不安を解消するための乳幼児の健康診査の実施及び食生活をはじめとした基本的な生活習慣を身につけるための食育の推進などに取り組んでいます。

ニーズ調査では、子育てに関して日常で悩んでいること、または気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」と答えた保護者の割合は、経済的な悩みに次いで多く、前回調査時よりも10%以上増加しています。現在実施している乳幼児健康診査等により、こどもの疾病や障がいの早期発見から支援につなげるための取組が必要です。

乳幼児期の健康に関する情報提供や相談支援、予防接種や小中高生への成人期に向けた保健教育の取組を通じて、こども自らが心身の健康に関心を持ち、行動できるように努める必要があります。

今後の方向性

乳幼児健康診査や健康相談、養育支援が必要な家庭に対しての家庭訪問などの取組を継続し、保健指導等の充実を図ります。

保護者への学習機会の提供や子育て支援アプリ「あのね育ナビ」を活用した予防接種などの勧奨、情報提供を行うとともに、児童・生徒への心身の健康やこころのケア等に関する保健教育を充実します。

また、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習や体験活動の機会を充実し、食育の推進を図ります。

(計画 P65)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	乳幼児健康診査	疾病、障がいの早期発見及び支援、心身の健全な発育・発達等を促すとともに、親の育児不安を解消するため、乳幼児の健康診査を行います。 (1 か月児、4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児が対象)	ネウボラ推進課
2	予防接種	こどもの疾病予防のため、予防接種の勧奨、啓発及び情報提供を行います。	保健予防課
3	思春期の保健対策	小・中・高校生の児童・生徒を対象に、喫煙・飲酒防止教育、薬物防止教育、性教育を行い、正しい知識の普及につなげるとともに、「性の多様性」に関する啓発及び相談窓口の周知を行います。	健康推進課 多様性社会推進課 学びづくり課

No.	事業名	事業概要	担当課
4	食育推進事業	こどもに望ましい食習慣を身に付けるため、離乳食講習会やヘルシーメニューコンテスト、食育講演会、保育所及び学校給食試食会、交流館等でのこども料理教室を開催するとともに、「食育の日（毎月 19 日）」「ふくやま地産地消の日（毎月 29 日）」の啓発活動等を行います。	健康推進課 保育指導課 学校保健課
5	幼児等インフルエンザ予防接種費補助	生後 6 か月～小学校 6 年生を対象に、こどものインフルエンザの発症や重症化の予防及び保護者の負担軽減のため、インフルエンザ予防接種に係る費用の一部を補助します。	保健予防課
6	母子の健康教育	乳幼児期の健康や望ましい生活習慣を確立するため、離乳食講習会や乳幼児歯科教室、地域等からの依頼による健康教育を行います。	健康推進課 ネウボラ推進課
7	若者の健康づくり対策	将来の健やかな妊娠や出産に向け、若い世代の方が将来のライフプランを考え、日々の生活や健康と向き合うための正しい知識の普及を図ります。	健康推進課
8	養育支援訪問事業	養育上の支援が必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家族の適切な養育の実施を確保します。	ネウボラ推進課
9	乳児健康相談	乳児の保護者を対象に、ネウボラ相談窓口「あのね」において、ネウボラ相談員等が、乳児の健康、育児、栄養、歯などについて相談を行います。	ネウボラ推進課
10	乳幼児の事故防止	乳幼児の保護者を対象に、不慮の事故による乳幼児の死亡を防ぐため、保健事業をはじめとした機会や情報媒体を通じて、事故予防のための周知啓発を行います。	ネウボラ推進課
11	ネウボラ相談窓口「あのね」の運営（利用者支援事業）	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
12	親子健康手帳（母子健康手帳）の交付	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
13	新生児聴覚検査事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
14	すこやか育児サポート事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
15	未熟児養育医療	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
16	子育て応援ささえあい事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課
17	子育て世帯訪問支援事業	(3-(1)後掲)	ネウボラ推進課

(5) 周産期・小児医療提供体制の充実

現状と課題

妊産婦本人の居住地にかかわらず、安心・安全に妊娠・出産でき、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備する必要があります。小児医療についても、こどもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスが受けられる体制の整備が求められています。

本市では、岡山大学へ寄付講座（周産期医療学講座及び小児急性疾患学講座）を設置し、周産期医療に関わる医師の確保や育成、持続可能な小児救急医療提供体制の構築に取り組んでいます。また、休日・夜間は当番医療機関や福山夜間小児診療所で一次救急を実施しているほか、福山市民病院では小児救急に24時間365日対応しています。

低出生体重児の増加や出産年齢の高齢化など、ハイリスク分娩の増加に伴い、妊産婦及び新生児の状態に応じた医療の提供が求められる一方で、分娩を取り扱う医療機関の減少等により、安心してこどもを産むことのできる周産期医療の充実が課題となっています。

また、小児救急の適正受診等について、広報・ホームページへの掲載をはじめ、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）の際のチラシ等の配布などにより啓発を行っています。しかし、未だに、二次救急病院に多くの軽症患者の受診があり、適正受診について、継続した市民への啓発が必要となります。

今後の方向性

備後圏域の基幹病院である福山市民病院への周産期母子医療センターの開設など、周産期医療を充実し、安心して出産できる環境を整えます。また、休日・夜間を含めていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療提供体制を引き続き確保します。

適正受診については、市民への啓発を継続します。

(計画 P66)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	周産期母子医療センター開設に向けた医療機器等整備	2026年度の周産期母子医療センター開設に先立ち、必要となる医療機器等を整備します。	福山市民病院管理課
2	医療版ワーケーション実施事業（救急医療体制確保事業）	初期救急医療機関に出務する小児科医を確保し、小児救急医療の充実に取り組むとともに、備後圏域の観光等を通じた魅力発信を行います。	保健部総務課
3	周産期医療学講座	周産期及び産婦人科医療に関わる医師の確保・育成や、持続可能な周産期及び産婦人科医療提供体制を構築するため、岡山大学へ周産期医療学講座を引き続き設置します。	保健部総務課
4	小児急性疾患学講座	小児救急医療・周産期医療に関わる医師の確保・育成や持続可能な小児救急医療体制を構築するため、岡山大学へ小児急性疾患学講座を引き続き設置します	保健部総務課
5	小児医療体制の充実	在宅当番医や夜間小児診療所、小児救急医療拠点病院による休日・夜間の救急医療体制を確保します。 岡山大学寄付講座、広島県、関係機関等と連携し、小児医療体制の充実、維持を図ります。	保健部総務課 福山市民病院医事課

No.	事業名	事業概要	担当課
6	小児救急医療に関する啓発	小児救急に係る適正受診等について、広報紙、ホームページによる啓発及びこんにちは赤ちゃん訪問事業で啓発グッズの配布を行います。また、岡山大学寄付講座と連携し、市民講座を開催します。	保健部総務課

(6) 仕事と子育ての両立支援（共働き・子育ての推進）

現状と課題

子育て家庭が、仕事と子育ての両立に悩むことなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む必要があります。

本市では、グリーンな企業プラットフォームを立ち上げ、働きやすい職場環境づくりに向けて取り組んでいます。

女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加に伴い、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭も少なくありません。ニーズ調査でも、子育てを主に行っているのが「主に母親」という家庭が半数近くいることから、家庭内における負担が依然として女性に集中している状況にあります。また、子育てで悩んでいることについて「こどもとの時間を十分に取れないこと」を挙げている人もいます。さらに、こどもヒアリングにおいても、家族と一緒に過ごす時間が大切という声も挙がっています。

夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援する環境を整備していく必要があります。

今後の方向性

男女の雇用機会の均等やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、男性育児休業取得奨励などにより企業の働き方改革を促進し、男女ともに仕事と子育てを両立できる「共働き・子育て」の環境整備を推進します。

(計画 P67)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
④ 1	グリーンな企業プラットフォーム	市内の企業を対象に、企業の働きやすい職場環境づくりに向け、セミナーや勉強会などを開催し、実践を促します。 <u>2025 年度は、グリーンな企業の好事例等を市内外の若者向けに情報発信するとともに、企業情報を収集・分析し、産業支援機関等を通じて企業の掘り起こしを行います。</u>	産業振興課
2	男性育児休業取得推進事業費補助	男性育児休業取得率 50%を達成した市内の中小企業等を対象に、奨励金を支給します。	産業振興課
3	男性育児休業の啓発	フリーペーパーに、育児休業を取得した男性の体験記である「イク男さんの育休奮闘記」を連載します。	産業振興課
④ 4	子育て応援ウィーク	働き方改革と従業員の意識改革の両輪で、子育て世帯を社会全体でサポートし、希望の子育てができるまちの実現につなげるため、連携企業とのイベントや講演会を開催します。 <u>2025 年度は、特設サイトを活用し、情報発信や応援企業・連携企業の取組を発信します。</u>	ネウボラ推進課 産業振興課 多様性社会推進課
5	ふくやま・ワーク・ライフ・バランス認定制度	仕事と家庭の両立に向け、子育て支援、男女共同参画の推進、働き方改革の推進などに積極的に取り組む事業者等の認定を行います。	産業振興課

No.	事業名	事業概要	担当課
⑥	仕事と介護・育児の両立支援	仕事と介護・育児の両立支援の必要性を啓発するため、チェックシートを作成し、備後圏域内企業に配布します。	産業振興課
⑦	ふくやまワーク・ライフ・バランス EXPO	企業や従業員を対象に、誰もがいきいきと働ける職場環境を実現するため、ワーク・ライフ・バランスについて学び、交流、体験してもらうイベントを開催します。	産業振興課 ネウボラ推進課
8	就労・再就職支援事業	就労・再就職を希望する母親を対象に、ネウボラ相談窓口において、マザーズハローワークや女性のキャリア応援コーナーが行う出張相談などと連携を図りながら、就労支援を行います。	ネウボラ推進課
9	学習・啓発事業	「福山市男女共同参画推進条例」及び「福山市男女共同参画基本計画」の推進により、家庭生活、職業生活とその他の活動が両立できるまちづくりをめざし、セミナーの開催や情報誌「イコール」の発行などを行います。	多様性社会推進課
10	男女共同参画における事業者等表彰	職場などにおける男女共同参画の取組を促進するため、女性の能力発揮の促進等を積極的に取り組んでいる事業者を選定し、「福山市男女共同参画推進事業者」として表彰するとともに、その取組内容を広く紹介します。	多様性社会推進課
11	女性の就業環境改善に対する補助（就業改善支援事業費補助）	(2-(5)後掲)	産業振興課

(7) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

子育て家庭が、こどもを産み、育てることを経済的理由で諦めることなく、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるよう、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する必要があります。

本市では、2023年度（令和5年度）に、こどもの医療費助成について、所得制限を撤廃したほか、2024年（令和6年）9月から第2子以降の保育料について、所得制限を撤廃し、第1子の年齢にかかわらず無償化しています。

ニーズ調査では、子育てに関する不安や負担について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した割合が、就学前・小学生の保護者ともに高くなっています。

社会・経済情勢が変化し、教育費の増加や物価高騰など、子育て家庭にとっては、依然として教育や養育にかかる費用への負担感は大きい状況です。

子育て家庭の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な家庭へ支援の利用を促していくことが必要です。

今後の方向性

第2子以降の保育料の無償化を継続して実施するなど、経済的負担の軽減を図るとともに、必要とする家庭に支援が届くよう、制度を周知します。

また、学校給食費については、国の無償化の実現に向けた動向を注視するとともに、物価高騰に対しては保護者負担の軽減に努めていきます。

（計画 P68）

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	第2子以降の保育料等無償化	第2子以降の0～2歳のこどもを対象に、世帯の所得・第1子の年齢を問わず、保育施設等の利用料を無償とします。	保育施設課
2	こども医療費助成	こどもが病院へ通院又は入院した際の、保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。	ネウボラ推進課
3	学校給食費の無償化の実現に向けた提言	学校給食の無償は、義務教育制度の根幹に関わる課題であり、まずは国において無償化の実現に向け議論を尽くし、早期に方針を明らかにするよう、全国市長会等を通じて強く提言していきます。	学校保健課
4	生活保護世帯のこどもの大学等への進学支援	生活保護世帯を対象に、貧困の連鎖を断ち切り、こどもの自立を助長するため、大学等へ進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	生活福祉課
5	児童手当	高校生年代までの児童を養育している保護者を対象に、手当を支給します。	ネウボラ推進課
6	幼児教育・保育の無償化	保育施設等を利用する3～5歳のこども、住民税非課税世帯の0～2歳のこどもを対象に、保育施設等の利用料を無償とします。	保育施設課

No.	事業名	事業概要	担当課
7	保育施設等給食材料費高騰対策事業	保育施設等を対象に、栄養バランスのとれた献立の維持や保護者負担軽減のため、給食材料費高騰相当額を補助します。	保育施設課
8	小児慢性特定疾病対策事業	小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。	保健予防課
9	青少年修学応援奨学金事業	経済的理由により大学等への受験や入学が困難な方を対象に、大学等への受験資金及び入学準備金を貸与します。 貸与した学資は卒業するなどの一定の条件を満たせば返還を免除します。	学事課
10	福山市奨学資金事業	経済的な理由により大学等での修学が困難な方を対象に、学資を貸与します。 貸与された学資は卒業後、貸与を受けた方自身が返還することになります。	学事課
11	誠之（せいし）奨学金事業	経済的な理由により高校等での修学が困難な方を対象に、学資を貸与します。 貸与された学資は卒業後、貸与を受けた方自身が返還することになります。	学事課
12	給食費高騰対策（値上げ抑制分）	保護者の負担軽減のため、食材の価格高騰に伴う給食材料費との差額を市が負担します	学校保健課
13	不妊治療費の助成	(1-(1)再掲)	健康推進課
14	未熟児養育医療扶助	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
15	幼児等インフルエンザ予防接種費補助	(1-(4)再掲)	保健予防課
16	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(3-(2)後掲)	ネウボラ推進課
17	ひとり親家庭自立支援給付金事業	(3-(2)後掲)	ネウボラ推進課
18	児童扶養手当	(3-(2)後掲)	ネウボラ推進課
19	ひとり親家庭等医療費助成	(3-(2)後掲)	ネウボラ推進課
20	母子父子寡婦福祉資金貸付金	(3-(2)後掲)	ネウボラ推進課
21	就学援助制度	(3-(3)後掲)	学事課
22	住居確保給付金の支給（家賃補助・転居費用の支援）	(3-(3)後掲)	生活福祉課
23	保育料の減免	(3-(3)後掲)	保育施設課
24	むし歯等学校病被患者への受診勧奨と医療券発行（就学援助）	(3-(3)後掲)	学校保健課（受診勧奨） 学事課（医療券発行）
25	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
26	重度心身障がい者医療費助成	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
27	障がい児福祉手当	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
28	育成医療給付	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
29	精神障がい者医療費助成	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
30	通園施設利用者負担軽減事業	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
31	特別児童扶養手当	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
32	日常生活用具支給	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
33	補装具費支給	(3-(4)後掲)	障がい福祉課
34	臓器移植等を行う小児慢性特定疾病児童等に係る交通費等補助（小児慢性特定疾病交通費補助）	(3-(4)後掲)	保健予防課
35	特別支援教育就学奨励事業	(3-(4)後掲)	学事課
36	特別支援学級保護者付添交通費補助	(3-(4)後掲)	学びづくり課

(8) 子育てにやさしい生活環境づくり

現状と課題

生活環境の充実に向けては、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出、子育てにやさしい住まいの拡充などが必要です。

本市においては、インクルーシブ遊具の設置などによる誰もが楽しめる公園づくりを進めています。

ニーズ調査では、こどもと楽しめる場所のうち、気に入っている場所は「市内の大型遊具等のある大規模な公園」や「近所の公園」の割合が高くなっていますが、物足りない場所として、「近所の公園」や「悪天候でも利用できる屋内施設（体育館等）」の割合が高くなっています。

こどもの遊び場は、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間や居場所の役割も担っていることから、こどもや子育て当事者の目線にたった生活空間の形成を充実していく必要があります。

今後の方向性

「屋内の遊び場の整備」や「公園遊具の設置」など、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の創出を進めていきます。

また、公園内への休憩施設の充実などにより、こどもや親同士の交流の場を整備します。

(計画 P69)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
①	屋内遊戯場の整備	暑い日や雨の日など天候にかかわらず、こどもが遊ぶことができる屋内遊戯場をネウボラセンターに併設して設置します。	ネウボラ推進課
②	交流館内への屋内キッズスペース試行的設置	身近な地域において、安心・安全な環境でこどもが自由に遊べ、子育て世帯が子育ての悩みなどの情報交換ができる居場所を創出するため、交流館内にキッズスペースを試行的に設置します。	保育施設課 まちづくり企画課
3	誰もが楽しめる公園遊具整備事業	障がいのあるこどもも、ないこどもも一緒に遊び、互いの違いを理解し合うことを目的に、「インクルーシブ遊具」の整備を計画的に進めます。	公園緑地課
4	公園整備事業	福山市公園整備基本方針に基づき、子育て家庭が安心して楽しめる公園づくりをめざし、ベンチや日陰などの休憩施設の整備やボール遊びなどの地域ルールの設定支援を進めます。	公園緑地課
5	公園遊具の修繕	こどもの遊び場を確保するため、地域の状況に応じて、撤去した遊具の再設置を進めます。	公園緑地課
6	都市公園安全・安心の取組	福山市公園整備基本方針に基づき、乳幼児から高齢者までだれもが安心して安全に歩行等できるよう、既設公園の園路について、段差解消等のバリアフリー化を進めます。	公園緑地課

No.	事業名	事業概要	担当課
7	子育て世帯向け住宅改修事業	市営住宅を子育て世帯向けに改修し、提供します。	住宅課
8	市営住宅（子育て世帯向け）の提供	住宅に困窮している子育て世帯等向けに、専用住宅を設けて提供します。	住宅課
9	「こどもファスト・トラック」の取組推進	こどもや子育て中の家庭にやさしい社会をめざすため、イベントや施設などの受付において、妊婦やこども連れの方を優先する取組を通じて、待ち時間を短縮し施設を利用しやすくします。	こども企画課
10	「こどもまんなか」の取組推進	こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、県内で初となる「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行いました。 「こどもまんなか」なアクションを行い、「＃こどもまんなかやってみた」をつけて SNS で発信していきます。	こども企画課
⑪11	こども未来づくり基金の創設	子育てしやすい・したいと思えるまちの実現に必要な経費の財源に充てるため、こども未来づくり基金を設置します。	こども企画課
⑪12	こども未来づくり100人委員会の提案事業の充実に向けた取組	こども未来づくり100人委員会の取組を市民等に広く周知し、市民の共感・応援・提案などの意見を募集することで取組の充実を図ります。	こども企画課
13	ユニバーサルデザインの推進	年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、全ての人が快適な暮らしができる社会をめざし、総合的かつ効果的にユニバーサルデザインを推進します。	多様性社会推進課
14	生活安全モデル地域の指定	生活安全モデル地域を指定し、犯罪のない安心して子育てができる安全なまちづくりに向けた地域ぐるみの活動を支援します。	市民生活課
15	歩道整備事業	福山市道路整備計画に基づき、こどもや高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した、人に優しく安全性の高い歩道の整備を計画的に進めます。	福山道路・幹線道路課
16	地域子育て支援拠点事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課 保育施設課
17	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課
18	世代間交流事業	(1-(2)再掲)	保育指導課
19	こどもの居場所づくり事業（放課後子ども教室の推進）	(2-(3)後掲)	まちづくり推進課
20	交通安全教育推進モデル地域の支援	(2-(4)後掲)	市民生活課

基本方針2

こども・若者への取組

(1) 未来を切り拓く人材を育成する教育環境の整備

現状と課題

社会が大きく変動し、人々の価値観が多様化している今日において、私たちには、一人一人の「違い」を尊重し、様々な人々と協働して、全ての人が自分らしく幸せに生きることができる社会を創っていくことが求められています。

本市では、「福山みらい創造ビジョン」で示す5つの挑戦の一つ「新たな価値を創出する人材育成」に向け、「福山100NEN教育の推進」を基本理念に、誰もが、予測困難な変化を前向きに捉え、よりよい社会を創るために自ら主体的に考え行動できること、そして、ふるさとへの愛着と誇りを胸に、様々な世界で活躍することをめざしています。学びを中心に、「主体的・対話的で深い学び」、「学びをつくる教職員研修」、「多様な学びの場の充実」、「元気・笑顔で学び続ける教職員」の4つの柱で取組を進めています。

ニーズ調査では、子育てに対する有効と感じる支援・対策として、「こどもの教育環境の充実」が小学生の保護者から多く挙げられており、子育て家庭からの期待が高くなっています。

また、こども・若者世代実態調査において、悩みごとや心配ごとについて、15～19歳は「勉強や進路」、20～24歳は「将来のこと」の割合が最も高くなっていることから、若者が自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができるよう支援が必要です。

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、誰もがワクワクできる未来を創っていく「未来を切り拓く教育」を着実に進めていく必要があります。

今後の方向性

こども一人一人の個性や多様性を大切にし、こどもたちが自ら選択・決定し、行動することを大切にした授業づくりに取り組むとともに、学校と保護者、地域住民が学校の教育目標やビジョンを共有し、地域と共にある学校づくりを進めていきます。

また、大学生等のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

(計画 P72～P73)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
①	学力向上支援事業	小学校4年生、小学校5年生及び、中学校1年生、中学校2年生の児童・生徒に学習指導要領に準拠したテストを実施し、学習の定着度を踏まえ、授業改善を行います。 モデル校において、基礎から発展までの習熟度別の問題等を備えた問題データベースを導入し、学力定着状況調査と連動させることにより、児童・生徒一人一人のつまずきに応じた学習支援を行います。	学びづくり課
2	小学校「学びづくりフロンティア校」事業	児童の学力向上につなげるため、幼保小中連携、ICT活用、コミュニティ・スクール等を基点にした「学び」の探究に指定校が取り組み、専門家の助言も受けながら授業改善を図ります。	学事課
3	学習端末の活用	児童・生徒主体のICT活用を進めることで、学習意欲や情報処理能力の向上につなげます。	教育総務課 学事課 学びづくり課 福山中・高等学校
4	中学校「教科の専門性パワーアップ」事業	中学校の教職員を対象に、国語科、社会科、数学科、理科について、こども・教材への理解を深めるため、外部講師の知見等を生かし、教科の本質に迫る授業実践研修を行います。 教材研究、授業実践、検証、改善を行い、PDCAサイクルを回しながら授業実践力を高めます。	学事課
5	教育相談事業（メタバースを活用した不登校支援）	(3-(5)後掲)	学びづくり課
6	スクールカウンセラー配置事業※県事業	(3-(5)後掲)	学びづくり課
7	スクールソーシャルワーカー活用事業※県事業	(3-(5)後掲)	学びづくり課
8	不登校児童・生徒への取組	(3-(5)後掲)	学びづくり課
9	フリースクール「おやまの学校」	(3-(5)後掲)	学校再編推進室
⑩	コミュニティ・スクール活動支援事業	コミュニティ・スクールの目的・内容等について、教職員や保護者、地域住民に周知し、理解を深めます。また、コミュニティ・スクール導入校は、その仕組みを活用して、学校と地域、互いの現状や課題を知り、解決に向けた取組について、学校運営協議会等でさらに議論を深め、こどもたちの学びを充実させます。 <u>2025年度は、導入校を24校追加します。(19校→43校)</u>	学事課
⑪	(仮称)ふくやま未来大賞	若者の夢の実現に向けたチャレンジを応援するため、本市にゆかりのある若者が行う革新的・先駆的な取組を表彰します。	企画政策課
12	(仮称)「子ども未来館」プロジェクト	科学や技術に触れながら、楽しく学ぶことで、実社会における課題発見・解決ができる人材を育成する拠点として(仮称)子ども未来館を整備します。	企画政策課

No.	事業名	事業概要	担当課
13	びんごキッズラボ	こどもたちを対象に、プログラミングやVRスポーツ体験、サイエンスショーなど、デジタル技術・自然科学などを体験できるイベントを行います。知的な好奇心を喚起し未来に向けて挑戦する心を育むきっかけとし、(仮称)子ども未来館整備への機運醸成を図るとともに、当該施設で実施する事業の検討を行います。	企画政策課
新14	キャリア教育支援データベース	企業と教育機関の交流機会充実のため、チャレンジウィークやインターンシップ、企業見学の受け入れが可能な企業を検索できるデータベースを構築します。	産業振興課
新15	ライフ&キャリアセミナー	高校生や大学生を対象に、参加者が福山で暮らすことの魅力を理解し、生活を具体的にイメージできるようなイベントを行います。	産業振興課
16	キャリア教育推進事業	自校で育成する「21世紀型“スキル&倫理観”」をもとに、生徒に勤労観や職業観を身につけさせるためのキャリア教育を推進します。また、職場体験で学習したことを日常生活に結びつけ、その後の生活に生かす取組を推進します。	学びづくり課
17	福山市立大学の学部新設	福山市立大学情報工学部の新設に向け、カリキュラム作成、教員確保、施設整備などの準備を行います。	総務部総務課
18	多様な主体発掘・育成事業 (産学官連携による地域課題の解決)	社会課題や地域課題の解決に取り組む多様な主体の発掘・育成に向け、民間事業者等と連携し、セミナーやビジネスコンテストを開催します。	企画政策課
19	創業に関する理解を深める場の提供	各産業支援機関や企業と連携し、高校生、大学生などを対象に、創業に関する理解と関心を深める機会を提供し、創業機運の醸成を図るためのセミナーを開催します。	産業振興課
20	統合型校務支援システムの活用	全校において学籍・出席簿・成績・保健関係等の事務を一括管理する統合型校務支援システムを活用し、教員の業務負担の軽減を図ることで、教職員の児童・生徒との関わりや授業研究の時間を増やし、一人一人に応じた指導や支援につなげます。	教育総務課 学事課 学びづくり課 学校保健課
21	小中一貫教育推進事業	福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きるこどもを育成するために、義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育に取り組みます。	学校再編推進室 学びづくり課
新22	望ましい学校教育環境の整備	こどもたちを取り巻く教育環境が複雑化・多様化する中、これまでの学校再編の成果と課題を踏まえ、本市がめざす学びを実現する学校教育環境の在り方を検討し、新たな基本方針を策定します。	学校再編推進室
23	イエナプラン教育の実践	異年齢集団を基本単位として教育活動を行います。 「対話」「遊び」「仕事(学習)」「催し(行事や祝い)」の4つの活動を基本に、こども一人一人の個性を尊重しながら自立と共生をめざします。	学事課
24	学校評価の推進	中学校区の保護者及び地域住民等を評価委員とし、学校が行った自己評価について、助言し、評価を行うことで、学校改善を一層進めるとともに、学校・保護者・地域の連携協力を深め、学校教育の質的向上につなげます。	学事課

No.	事業名	事業概要	担当課
25	体罰や不適切な指導の防止	学校における不祥事防止委員会や校内研修等、市教委による教職員研修等を計画的に実施し、全ての教職員が教育公務員として自覚と責任ある行動と児童・生徒への適切な指導ができるよう取り組みます。	学事課
26	特認校の運営	基礎基本の確実な習得をめざし、一人一人のペースを尊重しながら学習を進めます。「広瀬タイム」では、地域の豊かな自然環境を教材に教科等で学んだことを活用して、栽培等、体験的に学習している内容を、こどもの状況を見ながらさらに探究していく授業へと改善します。	学事課
27	部活動指導員の配置（部活動支援事業）	部活動指導員を希望校に配置し、平日・土日の部活指導や大会引率等の負担軽減を行うことで、教職員が本来業務に集中できる環境を整えます。	学事課
28	英語教育推進事業	外国語指導助手（ALT）等の活用により、児童・生徒が楽しみながら英語を使用したり、外国の生活や文化等に慣れ親しむ等の学習を通じて、英語学習への意欲とコミュニケーション能力を養います。	学びづくり課
⑨29	国際教育交流推進事業（万博国際交流プログラム）	大阪・関西万博を契機に自治体と万博参加国の国際交流の推進につなげる「万博国際交流プログラム」を活用し、リトアニア共和国との教育交流を推進し、本市とリトアニア共和国の交流促進につなげます。	学びづくり課
30	児童生徒の健全育成の啓発、指導	豊かな心の育成をめざし、関係機関等とも連携し、こどもの健全育成の啓発及び指導を行います。	学びづくり課
31	地域学習活動支援事業（放課後チャレンジ教室）	小学校の空き教室や交流館などで週1回、1時間程度の「放課後チャレンジ教室」を行い、教職経験者や地域住民、大学生などのボランティアが、児童に国語・算数を中心とした基礎的な内容の補充学習を行うとともに、学ぶ意欲の向上、学習習慣の定着を図ります。	学びづくり課
⑨32	デジタル採点システム	採点業務の効率化を図ることにより、教職員が授業づくりにあてる時間を確保します。	学びづくり課
⑨33	日本語指導の充実	日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対する指導体制の充実を図るため、日本語初期指導教室を開設するとともに、日本語指導担当者の指導力向上のための研修を行います。 また、外国人児童生徒等指導体制の推進に係る協議会において効果的な教育の在り方について引き続き議論します。	学びづくり課
34	豊かな心の育成	各教科、道徳、特別活動や体験活動等、学校教育活動全体を通して、児童・生徒に豊かな心を育むとともに、生涯にわたりたくましく生きていくための健康づくり・体力づくりを推進します。	学びづくり課
35	学校徴収金システムの導入	学校徴収金管理システムを導入し、徴収業務の効率化を図ります。併せて保護者ポータル機能の活用により、徴収金の納付・未納履歴の確認や学校と保護者間の連絡をデジタル化することにより、双方の利便性の向上を図ります。	学校保健課
⑨36	給食費公会計化による徴収業務の効率化	公会計化により、教職員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の透明性の向上を図ります。	学校保健課

No.	事業名	事業概要	担当課
37	地域・国際課題解決プロジェクト（グローバル人材育成事業）	地元企業や団体等と連携し、SDGs を踏まえて課題の解決を探る「探究的な学び」の活動を通して、地元企業や団体等の良さと探究課題の解決策をまとめ、その成果を校内外で発表し、成果物を市内の中学校や高校等に情報発信することにより、生徒の地元企業や団体等の認知度を高めます。	福山中・高等学校
38	思春期の保健対策	(1-(4)再掲)	健康推進課 多様性社会推進課 学びづくり課
39	食育推進事業	(1-(4)再掲)	健康推進課 保育指導課 学校保健課
40	生活保護世帯のこどもの大学等への進学支援	(1-(7)再掲)	生活福祉課
41	青少年修学応援奨学金事業	(1-(7)再掲)	学事課
42	福山市奨学資金事業	(1-(7)再掲)	学事課
43	誠之（せいし）奨学金事業	(1-(7)再掲)	学事課
44	福山夢・未来開花プロジェクト	(2-(2)後掲)	若者・くらしの悩み 相談課
45	福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助（通学支援事業費補助）	(2-(5)後掲)	企画政策課
46	障がい児の教育	(3-(4)後掲)	学びづくり課
47	特別支援教育体制推進事業	(3-(4)後掲)	学びづくり課

(2) 多様な遊びや体験活動の推進

現状と課題

こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会・場を創出することが求められています。

本市では、ふくやま美術館やばらのまち福山国際音楽祭、オーケストラ福山定期に小中学生を招待するなど、豊かな創造力や想像力、思考力などの育成に取り組んでいます。

小中学生アンケート調査では、希望する福山市の将来像について、「スポーツや遊びなど、いろいろな体験ができるまち」と約 60%のこどもが回答しており、体験活動の機会を充実していく必要があります。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものに、人生をより深く生きる力を身につけていく上で重要であり、読書に取り組みやすい環境整備が必要です。

今後の方向性

美術・音楽などのホンモノの芸術に触れる体験を充実するとともに、最新の科学や技術に触れ、異なる価値観と出会う機会を創出するなど、こども・若者の創造力や思考力、感性を育みます。

また、こどもの「学習活動の場」、「読書活動の場」、「安らぎの場」となるよう、学校図書館の蔵書をはじめとした環境の充実を図ります。

(計画 P74)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	ばらのまち福山国際音楽祭事業	オーケストラの鑑賞を通して、豊かな感性や想像力などを育むため、ばらのまち福山国際音楽祭のコンサートへ、小学校5年生を招待します。	文化振興課 学びづくり課
2	オーケストラ福山定期	リーデンローズでの生の音楽鑑賞を通して、豊かな感性や想像力などを育むため、オーケストラ福山定期の年 10 回の公演のうち4回に福山市、府中市及び神石高原町の中学校2年生をオーケストラの定期公演に招待します。また、有料6回の公演においても、格安の児童・生徒割引を設定し、中学校2年生以外の児童・生徒にも良質な芸術・文化に触れられる機会を提供します。	文化振興課
③	管弦楽の巡回演奏会	市立小・中学校等での音楽鑑賞の機会を充実させ、こどもたちに豊かな感性を育成するため、管弦楽の巡回演奏会を行います。	学びづくり課
4	10 歳の君へ ようこそ美術館プロジェクト	絵画等の芸術作品の鑑賞を通して、豊かな創造力・想像力や思考力などを育むため、ふくやま美術館へ、小学校4年生を招待します。	学びづくり課

No.	事業名	事業概要	担当課
5	福山夢・未来開花プロジェクト	小学校5年生から高校生までを対象に、福山への愛着を深め、「実行する力」「やり切る力」「未来を創る力」を育成するため、福山や社会のためにやってみたいことを自分たちの手で実践する「未来づくりコース」と夢の実現のため同じ夢をもつ仲間を集め活動する「夢の応援コース」で構成し、次代を担う若者に福山の未来づくりや夢の実現に向けてチャレンジする機会を提供します。	若者・くらしの悩み相談課
6	家庭や地域における読書活動の推進	本との出会いによって、こどもの人生がより豊かなものとなるよう、家庭、地域、学校・園等、こどもたちが生活するあらゆる場で本に触れる環境を整備し、一人一人の発達に応じた読書活動が行われるよう「福山市子ども読書活動推進計画（第三次）」に基づき、こどもの読書活動を推進します。	中央図書館
7	えほんの国等運営事業	地域の子育て家庭が、絵本やおはなしの世界に親しむ場を設定することにより、親子のふれあいによる情緒の安定を図り、創造性やコミュニケーション能力等を育み、こどもの育ちを支援します。	ネウボラ推進課
⑧	保育施設等への移動図書館車「わくわく号」の訪問	2025 年6月から運用を開始する移動図書館車（軽自動車）で、保育施設等を訪問し、絵本の読み聞かせや本の貸出し等を行い、こどもの読書活動を推進します。	中央図書館
9	保育施設等の絵本の部屋の整備	こどもの多様な興味や好奇心を刺激し、様々な知識や知恵、想像力や考える力を育てるため、保育施設等に、就学前のこどもと保護者が、多様な本と出会い親しむことができる部屋等を整備します。	保育指導課
10	学校図書館環境の充実	こどもが自分に合った学び方を選択しながら学ぶ意欲や知的好奇心を発揮できるよう、学校図書運営委員会で協議し、学校の実態にあった蔵書整備、環境づくりに取り組みます。	学びづくり課
11	（仮称）「子ども未来館」プロジェクト	(2-(1)再掲)	企画政策課
12	びんごキッズラボ	(2-(1)再掲)	企画政策課
13	公園整備事業	(1-(8)再掲)	公園緑地課
14	公園遊具の修繕	(1-(8)再掲)	公園緑地課
15	都市公園安全・安心の取組	(1-(8)再掲)	公園緑地課
16	市内保育施設の公共施設訪問時におけるバスの借り上げ料の補助	保育施設等を対象に、自然体験、職業体験、文化芸術体験等の多様な体験の機会の創出を支援するため、保育・教育事業の一環として市内の公共施設を訪問する際に利用するバスの借り上げ料を補助します。	保育指導課
17	地域ポイント制度（まちづくりパスポート事業）	市内に在住又は通勤・通学する者を対象に、地域活動やボランティア活動等への参加・参画を促進する機会を提供・支援し、地域づくりの担い手の確保に取り組みます。 より多くの参加が得られるよう、引き続き制度のPRや特典の拡充に努めます。	まちづくり推進課
18	若い世代を対象とした平和研究事業	戦争と平和を考えるきっかけとなる体験の場や講座を通して、戦争の記憶を未来に紡ぎ、次の世代に継承・伝承します。 また、福山空襲や原爆を中心に、戦争と平和について学習し、若者の視点や感性で平和を創造・発信していく若い世代を対象とした平和研究事業「ふくやまピース・ラボ」を行います。	多様性社会推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
19	JOC オリンピック教室	中学校2年生を対象に、オリンピックによる講演や実技指導を行います。	スポーツ振興課
20	生涯スポーツ推進事業	こどもがスポーツに親しみ、楽しむことができる機会を提供するため、ふくやまスポーツ祭やふくやまマラソン等を開催します。	スポーツ振興課
21	自然研修センター事業（ふくやまふれ愛ランド）	自然環境の中で宿泊研修、野外活動、体験農業、遊びの指導等を通じて、青少年の健全育成を図ります。	若者・くらしの悩み相談課
22	少年少女親善球技大会	ソフトボール、フットベースボールを通じて小学生の健全育成に取り組みます。	若者・くらしの悩み相談課
23	ふれ愛ひろば	就学前児童と保護者を対象に、福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド）で、交流する場の提供や絵本の読み聞かせ、保育士による親子でのふれあい遊び等子育て支援事業を行います。	若者・くらしの悩み相談課
24	「山・海・島」体験活動	小学校5年生を対象に、日常とは異なる環境での様々な体験活動を通し、児童の主体性、挑戦する力、粘り強さ、コミュニケーション能力、思いやり、助け合いの心などの資質・能力を育みます。	学びづくり課
25	食育推進事業	(1-(4)再掲)	健康推進課 保育指導課 学校保健課
26	児童生徒の健全育成の啓発、指導	(2-(1)再掲)	学びづくり課

(3) こども・若者の居場所づくり

現状と課題

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間など、人との関係性全てが「居場所」になり得るものです。

本市では、放課後児童クラブの開設時間延長や放課後子ども教室、フリースペース「YuRuRi〜ゆるり〜」の開設など、安心・安全な居場所づくりに取り組んでいます。

小中学生アンケート調査等では、ほっとできる・安心して過ごせる居場所を求めている割合が高く、気に入っている場所として、家の近くの公園が挙げられています。

また、こども・若者世代実態調査では、こども・若者が思う居場所について、「落ち着いてくつろげる場所」が最も高く、「周りに気をつかわなくていい場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」、「友人や親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」についても多く挙げられています。

こどもが安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場や、こども・若者が自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う場の整備など、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを着実に進める必要があります。

今後の方向性

こども・若者が、安心・安全で豊かな時間を過ごすことができるよう、こども・若者の声を聴き、地域と連携した多様な居場所づくりを推進します。

また、こどもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブなどの充実を図ります。

(計画 P75)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
①	居場所づくり支援事業	地域団体に取り組むこども食堂等の居場所づくりを支援するため、運営費等の補助を行います。 <u>2025年度は、補助金の対象団体にプレーパーク等を追加するとともに、対象経費に食材料費を追加します。</u>	ネウボラ推進課
2	こどもの居場所づくり事業 (放課後子ども教室の推進)	放課後等に小学校の余裕教室や交流館等を利用して、地域住民ボランティアである協働活動サポーターの支援のもと、安心・安全な居場所づくりを行います。	まちづくり推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
③ 3	放課後児童クラブの運営	授業終了後に、小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。 <u>2025 年度は、新たに5つの放課後児童クラブの開設時間延長を実施するとともに、4月より5つの放課後児童クラブの運営を民間に委託します。</u>	保育施設課
4	フリースペース「YuRuRi～ゆるり～」の運営	青少年・若者などが自由に利用でき、いつでも立ち寄れるフリースペース「YuRuRi～ゆるり～」を開設し、青少年・若者のニーズに合った居場所づくりを推進します。	若者・くらしの悩み相談課
5	地域子育て支援拠点事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課 保育施設課
6	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課
7	ファミリー・サポート・センター事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課
8	公園整備事業	(1-(8)再掲)	公園緑地課
9	地域学習活動支援事業（放課後チャレンジ教室）	(2-(1)再掲)	学びづくり課
10	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業	(3-(2)後掲)	ネウボラ推進課
11	子ども健全育成支援事業	(3-(3)後掲)	ネウボラ推進課
12	青少年育成自立支援事業	(3-(5)後掲)	若者・くらしの悩み相談課
13	不登校児童・生徒への取組	(3-(5)後掲)	学びづくり課
14	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	(3-(5)後掲)	ネウボラ推進課

(4) こども・若者の安心・安全な暮らしの確保

現状と課題

近年、こどもが一生残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることなどを踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが重要です。

本市では、通学路交通安全について、プログラムに基づき、保護者・自治会など地域関係者の協力のもと抽出した危険箇所について、道路管理者・警察・教育委員会・学校・地域関係者と合同点検を行い、必要な対策を実施しています。

小中学生アンケート調査やこどもヒアリングでは、事件や事故、災害が少なく安全な福山市の将来像を求める声が多くなっています。

こども・若者が健やかに育つため、有害環境対策、防犯・交通安全対策など、こどもが犯罪等の被害に遭わない環境づくりを行うことが必要です。

今後の方向性

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、関係機関や学校、地域と連携して、体験的な学びを含め、発達の程度に応じた安全教育を推進し、保護者に対しても、周知啓発を進めます。

(計画 P76)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	地域安全マップ普及推進事業	地域における犯罪を未然に防止するため、地域安全マップの作成を推進します。	若者・くらしの悩み相談課
2	通学路の安全対策	「福山市通学路交通安全プログラム」に基づき、2年に1回、道路管理者、警察、教育委員会、学校及び地域関係者が、市内一斉に合同点検を実施し、安全対策を講じています。関係機関・団体等と連携して、組織的・継続的に、通学路の安全確保に努めます。	学校保健課
3	非行防止活動の推進	関係機関等と連携した会議、研修会の実施をはじめ、街頭啓発や講演会等を通して、非行防止活動を推進します。	若者・くらしの悩み相談課
4	児童生徒安全確保対策	不審者の侵入や事故等の緊急時に、児童・園児の安全を確保するため、緊急通報システムを活用し、安全対策の体制強化を図ります。また、不審者情報等について、携帯電話等のメール配信により、受信希望の保護者、教育関係団体、地域の各種団体等に対し、情報提供を行い、児童・生徒の安全確保を図ります。	保育施設課 まちづくり推進課 若者・くらしの悩み相談課 教育総務課 学びづくり課
5	保育施設の危機管理体制の確立	保育施設の危機管理体制を確立し、危機意識を維持していけるよう、定期的に訓練を行い、こどもの安全確保に努めます。	保育指導課
6	地域におけるこどもや市民の安全確保体制の支援	安心・安全な地域づくりのため、不審者情報・災害情報等の緊急を要する情報を自治会(町内会)長に提供します。	まちづくり推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
7	「こども 110 番の家」推進事業	こどもを犯罪等の被害から守るため、市内全域に「こども 110 番の家」の活動を実施し、地域の住民と連携して、こどもを被害から守る活動の支援を行います。	若者・くらしの悩み相談課
8	地域における危機管理体制の確立	青少年育成員協議会やまちづくり推進委員会の構成団体、地域住民と連携して、登下校時の見守り、補導活動、パトロール、こども 110 番防犯訓練の協力等を実施します。	若者・くらしの悩み相談課
9	通学路沿い公共施設安全対策事業	通学路沿いの公共施設を中心に防犯カメラシステムを設置し、通学途中の児童等の防犯を図ります。	若者・くらしの悩み相談課
10	交通安全教育推進モデル地域の支援	交通安全教育推進モデル地域を指定し、地域ぐるみでの交通安全教育を支援します。	市民生活課
11	交通安全教室	小学校や保育施設等の児童を対象に、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の普及啓発を行います。	市民生活課
12	自転車利用者対策事業	自転車による交通事故・盗難防止のため、関係機関等との連携により、自転車所有者、利用者への指導・啓発活動を推進します。	市民生活課
13	生活安全パトロール車によるこども見守り事業	公用車両に青色回転灯及び放送設備を装備し、公務連絡経路等において、防犯・交通安全等の街頭啓発を実施するほか、不審者情報に対する対応など、こどもの見守り活動を行います。	市民生活課
14	地域青色防犯パトロール実施団体支援事業	こどもの見守りなど、地域における自主防犯パトロールの充実に向け、地域青色防犯パトロール実施団体を対象に、パトロール車両に装備する青色回転灯、放送設備等を貸与します。	市民生活課
15	防犯カメラ更新事業	道路等公共空間に設置した防犯カメラにより、街頭での犯罪の発生を防止するとともに捜査への協力を行うことで、事件や事故の早期解決を図ります。	市民生活課
16	水路等転落事故防止対策	<ソフト対策> こどもや高齢者の利用が多い、保育施設等や公共施設周辺などで、幅が広い水路等に接し注意喚起が必要と思われる箇所への注意喚起看板を設置します。また、保育施設等や小学校を通じて、こどもや保護者を対象に水路等の危険性について注意を呼びかける啓発チラシを配布します。 <ハード対策> 公共施設（都市公園、保育施設等）に接する道路の水路沿いで、こども目線で危険と判断される箇所や、小学校の通学路に接するため池について、転落を物理的に防ぐ転落防止柵等の設置による安全対策を行います。また、幅が広い水路や水深が深い水路などに万が一落ちた場合に備えて脱出施設を設置します。	土木管理課
17	通学時安全確保対策	小学校新入生に防犯ブザーを配布します。また、配布時に取扱いについて指導し、児童が危険から自分を守ることでできる危険回避能力を育成します。	学びづくり課
18	学校における体系的な安全教育の推進	交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育を推進し、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による安全対策の取組を行います。	学びづくり課

No.	事業名	事業概要	担当課
19	学校の危機管理体制の確立	火災、自然災害、不審者などの危機を想定して、事案発生の予防や対応の具体的な手順などを整理した危機管理マニュアルを作成し、体制を整えています。地域と合同で防災訓練を行うなど、学校と地域が連携して危機管理体制を確立し、こどもの安全確保に努めます。	学びづくり課
20	乳幼児の事故防止	(1-(4)再掲)	ネウボラ推進課
21	生活安全モデル地域の指定	(1-(8)再掲)	市民生活課
22	歩道整備事業	(1-(8)再掲)	福山道路・幹線道路課
23	社会環境浄化活動の推進	(3-(5)後掲)	若者・くらしの悩み相談課

(5) 若者の就労支援

現状と課題

若者にとって、経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで、将来への展望を持って生活できるよう、取組を促進することが求められています。また、就職時のミスマッチ等による不本意な早期離職が全国的にも増えており、若者の就業ニーズと地元企業とのマッチング向上などの支援が求められます。

本市では、高校生やその保護者を対象に備後圏域内企業による企業・職業説明会を実施することで、働くことについて知る機会を設け、地元企業への就職促進につなげるとともに生徒の職業観の醸成支援を図っています。

こども・若者世代実態調査では、「将来のこと」や「就職のこと」、「仕事や職場のこと」を悩みごとや心配ごとに挙げる割合が高いため、若者が安心して将来への展望を持って生活できるよう、魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していくことが必要です。

今後の方向性

学生等は、生活の中で企業や社会人と接する機会が少なく、地元企業やその業務内容等について知ることが難しいため、多様な企業や業務内容、働くことについて知る機会を設け、地元企業への就職につなげます。

また、グリーンな企業プラットフォームにおいて、企業への実践を促すためのセミナーや勉強会などの開催を通じ、働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革等を促進します。

(計画 P77)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
①	びんごクリエイターズラボ	若者の地元定着に向け、業種や世代を超えた交流の場を提供することで、圏域内の高校や大学、企業等の魅力をこどもたちに発信します。	備後圏域連携推進室
2	高校生及び高校生保護者向けの合同企業・職業説明会	高校生やその保護者を対象に、地元企業への就職促進につなげるとともに生徒の職業観の醸成支援を図るため、地元の多様な企業や業務内容を知る機会として合同企業・職業説明会を行います。	産業振興課
③	インターンシップ関連経費補助	市内中小事業者等を対象に、インターンシップに係る経費の一部を補助します(物品購入や採用コンサルの活用、コンテンツ構築等)。	産業振興課
4	新卒向け合同企業説明会等	福山地方雇用対策協議会と連携し、新卒、中途採用向け合同企業説明会及び企業と学校の交流会等を開催します。	産業振興課
5	看護職員確保対策事業(看護学生地元就職支援セミナー)	看護学生を対象に、地元医療機関への就職意欲向上のため、就職相談会を開催します。学生が備後圏域内の医療機関に対して、対面で相談・質問できる場を提供することで、市内及び備後圏域内の就業看護職員の増加を図ります。	保健部総務課

No.	事業名	事業概要	担当課
6	福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助（通学支援事業費補助）	市内に居住しながら市外の大学等に通学する際の通学費用として借入した奨学ローンの返済額を補助します。在学中には利子を、卒業後に市内就職・市内居住した場合には元金及び利子の返済費用を補助することで、在学中に市内企業への理解や本市への愛着を深め、卒業後に市内の企業に就職することを支援します。	企画政策課
7	奨学金返済支援制度導入促進事業補助金	従業員に対する奨学金返済支援制度を企業等が創設した場合に、返済支援に係る経費を補助します。	産業振興課
8	キャリア教育支援データベース	(2-(1)再掲)	産業振興課
9	ライフ&キャリアセミナー	(2-(1)再掲)	産業振興課
10	グリーンな企業プラットフォーム	(1-(6)再掲)	産業振興課
11	市内高校への産業教育コーディネーターの受入れ※県事業	社会や産業の変化に対応するため、市内の職業教育を主とする専門学科を設置している県立高等学校等と産業界等をつなぐコーディネーターを県から受入れ、地元企業と連携した教育活動を行います。	産業振興課
12	女性の就業環境改善に対する補助（就業改善支援事業費補助）	市内の中小企業等を対象に、女性の就労環境の改善による女性雇用の維持・促進を図るため、女性専用のトイレ・更衣室、休憩室などの整備に要する経費を補助します。	産業振興課
13	ハローワークとの連携	福山市雇用対策協定に基づき、若者の就労支援等についてハローワークと連携し、合同企業説明会への相談ブース設置や各事業の周知、職員派遣等の依頼などを行います。	産業振興課
14	若者人材育成等支援事業（出前講座）	小学校～大学等の学生及び市内企業に所属する従業員等を主対象としたセミナー講師を派遣します。 小学校～大学等の学生に対しては、職業観の醸成や地元企業の認知度向上のための講座を開催します。 市内企業に所属する従業員等に対しては、業務スキル向上のために講師を派遣します。	産業振興課
15	保育現場魅力発信事業	(1-(3)再掲)	保育施設課
16	ふくやま・ワーク・ライフ・バランス認定制度	(1-(6)再掲)	産業振興課
⑩17	ふくやまワーク・ライフ・バランス EXPO	(1-(6)再掲)	産業振興課 ネウボラ推進課
18	創業に関する理解を深める場の提供	(2-(1)再掲)	産業振興課

(6) 結婚を希望する若者への支援

現状と課題

若者のライフスタイルや価値観は多様であり、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。その上で、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、その希望がかなえられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援が必要です。

全国の調査では、結婚の意向を示す人は約8割おり、現在独身でいる人の理由には、経済的事情や仕事の問題などのほか、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が男女ともに最も多くなっています。

結婚を希望する人が出会いの機会をより多く持てるようサポートを行い、成婚につながる取組を行っていくことが必要です。

今後の方向性

出会いの機会の創出など結婚につながる支援を実施します。また、市民のニーズを把握し、結婚を希望しながらもあと一步を踏み出せない人の後押しとなるよう、官民連携で支援を行っていくことで、結婚を応援する機運を醸成します。

(計画 P78)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	出会いの場創出事業	結婚を希望する人を対象に、趣味などを通じたイベントやマッチング率を向上させるためのスキルアップセミナーを開催します。	こども企画課
2	ふくやまカップル・新婚応援パスポート事業	2年以内に結婚予定のカップル、婚姻届提出後2年以内の夫婦を対象に、結婚を応援する機運を醸成するため、市内の協賛店で特典サービスを受けることができるパスポートを市公式LINE等で交付します。	こども企画課
3	ライフ&キャリアセミナー	(2-(1)再掲)	産業振興課

(7) こども・若者の権利を守る環境づくり

現状と課題

こども基本法やこどもの権利条約が示しているように、全てのこども・若者は権利の主体であり、多様な人格を持つ自立した個人として尊重され、権利が保障されています。

小中学生アンケート調査では、こども自身が自分のこどもの権利が守られていると思うかについて、「わからない」と回答したこどもが約1割となっています。

こうした状況を改善していくためには、「こども基本法」や「こどもまんなか社会」に関する理解をこどもを含めた市民全体に浸透させていくことが必要です。

また、こども・若者が安心して意見を述べることができる環境の整備、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めることが必要です。

今後の方向性

「こども基本法」や「こどもまんなか社会」について、地域や学校等で学ぶ機会を創出するとともに、広報誌やホームページを活用した啓発活動により、市民への理解の浸透を図ります。

こどもたちが自らの意見を積極的に表明し、自分自身に関わる決定プロセスに参加できるように取り組むことで、こどもたちの声が社会に反映され、より良い未来を築くための基盤をつくります。

(計画 P79)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	こども・若者が権利の主体であることの周知啓発	「こども基本法」や「こどもまんなか社会」に関する理解を市民に浸透させていくため、出前講座の実施など、地域や学校等で学ぶ機会を創出します。	こども企画課
2	男女平等学習	男女共同参画の視点に立った指導を通じて、児童に人権尊重、男女相互理解と協力の重要性の意識を醸成し、性差に関する偏見や固定的性別役割分担意識の解消を図るため、学習教材を活用します。	多様性社会推進課 学びづくり課
③	こども・若者の意見聴取事業	こども・若者が気軽に意見を述べることができる場を設け、施策・事業へ反映します。	こども企画課
4	二十歳の集い	20歳を迎えた若者を対象に、責任ある大人としての自覚や社会参加を促すため、二十歳の集いを開催します。	若者・くらしの悩み相談課

基本方針3

援助を必要とするこども・若者、 子育て家庭への取組

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

現状と課題

児童虐待は、こどもの心身に深刻な影響を与え、健やかな成長を妨げます。全国及び本市において、児童虐待相談対応件数は増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、こどもの保護及び支援、保護者への指導及び相談など支援の各段階で切れ目のない総合的な対策を講じることが必要です。

本市では、福山市児童虐待防止等ネットワークを設置し、市内外の関係機関と連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながる啓発活動、虐待に係る家庭への支援などを行っています。

また、妊産婦、子育て家庭、こどもへの一体的相談窓口としての機能を担うこども家庭センター※を2024年度（令和6年度）に設置し、育児相談や虐待の予防から子育てに困難を抱える家庭へ寄り添った支援を実施しています。

母子保健分野や学校教育分野等の行政内部の関係機関や、地域での見守り支援など外部の関係機関との連携を図りながら、子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSを早期に把握し、適切な支援を行うことが必要です。

今後の方向性

児童虐待の発生予防に向けた啓発や子育て・虐待に関する相談窓口の周知を推進するとともに、こども家庭センターを通じて、必要なサービス等につないでいくソーシャルワークを行いながら、虐待の未然防止に取り組めます。

また、家庭訪問や訪問指導、健診等、様々な機会を通じて虐待の早期発見に取り組むとともに、発見した場合には適切に対応できるよう、福山市児童虐待防止等ネットワークを中心とした関係機関・団体との連携のもと総合的な対策を推進します。

※ 児童福祉法において市町村に設置の努力義務が課されている相談支援を行う機関

(計画 P81)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	児童虐待防止対策事業（こども家庭センター）	子育て家庭や妊産婦等を対象に、在宅支援を中心として、ソーシャルワークによる継続的な指導・助言、幼児の発達に関する相談支援や児童虐待に関する専門的な相談対応及び関係機関等との連絡調整を行い、母子保健機能と一体的な運用を図ります。	ネウボラ推進課
2	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境等を整え、児童虐待等を未然に防ぎます。	ネウボラ推進課
3	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進	福山市児童虐待防止等ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を中心に、行政と関係機関等が情報の共有及び連携を図りながら、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行います。	ネウボラ推進課
4	児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）	児童虐待の現状を広く知らせるとともに、児童虐待を防止することで、こどもが幸福になれるようにとの願いが込められた「オレンジリボン」を、「児童虐待防止」の象徴として広めるキャンペーンを推進します。	ネウボラ推進課
5	福山市虐待防止ネットワークの運営	複雑多様化する虐待に対応するため、高齢者や障がい者への虐待、配偶者からの暴力（DV）に関し、それぞれの担当課と関係機関等において、情報共有及び連携強化を図ります。	ネウボラ推進課
6	ネウボラ相談窓口「あのね」の運営（利用者支援事業）	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
7	地域子育て支援拠点事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課 保育施設課
8	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課
9	子育て支援ボランティア事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課
10	子育て応援ささえあい事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課
11	養育支援訪問事業	(1-(4)再掲)	ネウボラ推進課
12	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	(3-(5)後掲)	ネウボラ推進課

(2) ひとり親家庭等への支援

現状と課題

ひとり親家庭では、経済的に困窮している家庭や頼れる人がいないと感じている人の割合が多くなっています。

子どもの生活に関する実態調査では、ひとり親家庭の約5割が等価世帯収入が「中央値の2分の1未満世帯」と、貧困の課題を抱える世帯となっています。また、養育費の取り決めについては、「受け取っていない」と回答した割合は約6割となっています。さらに、ひとり親家庭では、ふたり親家庭と比べて、学校の授業以外では勉強しないこどもの割合が高くなっています。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、きめ細やかな福祉サービスの展開と、自立・就業の支援策、子育て・生活支援策、経済的支援策について、現状を把握しつつ総合的な対策を適切に実施していく必要があります。

今後の方向性

経済的負担の軽減や子育て支援、保護者の就労に関する情報提供等、生活の安定と自立に向けた取組を支援していきます。ひとり親家庭等が抱える様々な課題の解決に必要な支援へとつなげることができる相談支援体制を強化します。

(計画 P82)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
①	養育費確保支援事業費補助	ひとり親家庭の生活の安定のため、公正証書の作成などに係る費用など、養育費の確保に向けた支援を行います。	ネウボラ推進課
2	学習支援事業費補助	経済的課題を抱えるひとり親家庭等の中学生・高校生を対象に、進学のための受験料及び模試費用の一部を補助します。	ネウボラ推進課
3	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭等を対象に、貧困の連鎖の防止等を図るため、特有の課題への対応や、基本的な生活習慣の習得、学習支援などを行います。	ネウボラ推進課
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭を対象に、就職や転職により、安定した雇用につなげるため、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部を補助します。	ネウボラ推進課
5	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親を対象に、自立を支援するため、就労に有効な資格取得に係る費用の一部を補助します。	ネウボラ推進課
6	ひとり親家庭等支援のワンストップ化（ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業）	ひとり親家庭等の就労確保や生活安定等のため、ひとり親家庭自立支援員が悩みの相談や支援を、ワンストップで対応します。	ネウボラ推進課
7	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、家庭の状況やニーズに応じて、自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立・就労支援を行います。	ネウボラ推進課
8	児童扶養手当	父母の離婚、父又は母の死亡・拘禁・遺棄等により、父又は母のいない児童及び父又は母が一定の障がいの状態にある児童を養育している人を対象に、手当を支給します。	ネウボラ推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
9	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の親又は児童が、病院へ通院又は入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。	ネウボラ推進課
10	母子生活支援施設	母子家庭やこれに準ずる事情にある家庭の母子を保護するとともに自立を支援します。	ネウボラ推進課
11	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭や父子家庭の児童等を対象に、修学するために必要な学費等の貸付けを行います。また、償還が困難な者に対しては、必要に応じて、償還指導や償還計画の見直し等を行いながら、自立に向けた支援を行います。	ネウボラ推進課

(3) こどもの貧困対策

現状と課題

こどもの貧困は、心身の健康や進学機会、学習意欲など様々な面に影響を及ぼし、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

子どもの生活に関する実態調査では、貧困の課題を抱える世帯は全体の約1割となっており、そういった世帯ほど授業がわからないということの割合が高く、さらに早い時期からわからなくなっている状況がうかがえました。

相談体制については、貧困の課題を抱える世帯ほど、身近に相談相手がいない状況があり、また、支援制度についても、知らない人や手続についてわからない人がいることから、支援が必要な人に必要な情報が届いていない状況にあるといえます。

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていくことが求められます。

多様かつ複合的な困難を抱える子どもや家庭に対し、確実に支援の対象とするとともに、ニーズに応じた支援を適切に行う必要があります。

今後の方向性

こどもが生まれ育った環境にかかわらず、一人一人が夢や希望を持ち健やかに成長できるまちをめざして、貧困の連鎖を断ち切るよう「教育」、「生活」、「就労・経済」、「相談・支援・連携」の4つの柱に沿って各機関・各種団体が連携しながら取り組みます。

(計画 P83)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	就学援助制度	経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な費用の一部を助成します。	学事課
2	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
3	ひとり親家庭自立支援給付金事業	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
4	ひとり親家庭等支援のワンストップ化(ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業)	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
5	母子・父子自立支援プログラム策定事業	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
6	子ども健全育成支援事業	生活困窮世帯等の児童・生徒を対象に、家庭・教育支援員等が、ケースワーカーや関係機関等と連携して、居場所を兼ねた学習の場を提供し、学習習慣の定着や学習意欲の向上を図ります。 また、高校中退防止や卒業後の進学及び就職に向けたアウトリーチ支援を行います。	ネウボラ推進課
7	ネウボラ相談窓口「あのね」の運営(利用者支援事業)	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
8	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者を対象に、様々な悩みについて相談を受け、個々の状況に応じた包括的な支援方法を検討し、自立に向けた支援を行います。	生活福祉課
9	生活困窮者・被保護者家計改善支援事業	相談者の家計管理能力の向上を図るため、相談者とともに「家計再生プラン」等を作成し、生活の再生に向けての意欲を高めるとともに、必要な情報の提供を行います。	生活福祉課
10	生活保護受給者等の就労支援 (生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者に対する就労支援、生活困窮者・被保護者就労準備支援事業、生活保護世帯の稼働年齢層指導強化事業、生活困窮者就労訓練事業)	生活保護受給者等を対象に、福祉事務所や公共職業安定所等と連携して就労に向けた支援を行います。	ネウボラ推進課 生活福祉課
㊦11	住居確保給付金の支給(家賃補助・転居費用の支援)	離職等により住宅を失った又は失うおそれが高い生活困窮者を対象に、一定期間、家賃相当額を支給します。 <u>2025年度から、収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者を対象に、家賃が低廉な住宅への転居費用を支給します。</u>	生活福祉課
12	保育料の減免	災害により被害を受けた場合や保護者の死亡等により扶養義務者に変更が生じた場合、失業等により生活困窮となった場合などに、保育料の減免を行います。	保育施設課
13	むし歯等学校病被患者への受診勧奨と医療券発行(就学援助)	健康診断の結果に基づき健康上の問題が見つかった児童・生徒を対象に、健康管理上必要な保健指導を行うとともに、かかりつけ医や専門医への受診を勧めます。 また、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒を対象に、感染症又は学習に支障を生ずる疾病(結膜炎、中耳炎、う歯など)に罹患し、学校において治療の指示を受けたとき、治療のための医療費について助成を行います。	学校保健課(受診勧奨) 学事課(医療券発行)
14	こんにちは赤ちゃん訪問事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
15	産後ケア事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
16	産前産後サポート事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
17	子育て情報誌の発行	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
18	すこやか育児サポート事業	(1-(1)再掲)	ネウボラ推進課
19	地域子育て支援拠点事業	(1-(2)再掲)	ネウボラ推進課 保育施設課
20	地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進	(1-(2)再掲)	福祉総務課
21	食育推進事業	(1-(4)再掲)	健康推進課 保育指導課 学校保健課
22	養育支援訪問事業	(1-(4)再掲)	ネウボラ推進課
23	ふくやま・ワーク・ライフ・バランス認定制度	(1-(6)再掲)	産業振興課
24	就労・再就職支援事業	(1-(6)再掲)	ネウボラ推進課
25	幼児教育・保育の無償化	(1-(7)再掲)	保育施設課
26	第2子以降の保育料等無償化	(1-(7)再掲)	保育施設課
27	こども医療費助成	(1-(7)再掲)	ネウボラ推進課
28	生活保護世帯のこどもの大学等への進学支援	(1-(7)再掲)	生活福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
29	青少年修学応援奨学金事業	(1-(7)再掲)	学事課
30	福山市奨学資金事業	(1-(7)再掲)	学事課
31	誠之(せいし)奨学金事業	(1-(7)再掲)	学事課
32	子育て世帯向け住宅改修事業	(1-(8)再掲)	住宅課
33	小学校「学びづくりフロンティア校」事業	(2-(1)再掲)	学事課
34	中学校「教科の専門性パワーアップ」事業	(2-(1)再掲)	学事課
35	キャリア教育推進事業	(2-(1)再掲)	学びづくり課
36	英語教育推進事業	(2-(1)再掲)	学びづくり課
37	地域学習活動支援事業(放課後チャレンジ教室)	(2-(1)再掲)	学びづくり課
38	ばらのまち福山国際音楽祭事業	(2-(2)再掲)	文化振興課 学びづくり課
39	オーケストラ福山定期	(2-(2)再掲)	文化振興課
40	管弦楽の巡回演奏会	(2-(2)再掲)	学びづくり課
41	10歳の君へ ようこそ美術館プロジェクト	(2-(2)再掲)	学びづくり課
42	学校図書館環境の充実	(2-(2)再掲)	学びづくり課
43	「山・海・島」体験活動	(2-(2)再掲)	学びづくり課
44	こどもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進)	(2-(3)再掲)	まちづくり推進課
45	放課後児童クラブの運営	(2-(3)再掲)	保育施設課
46	子育て世帯訪問支援事業	(3-(1)再掲)	ネウボラ推進課
47	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進	(3-(1)再掲)	ネウボラ推進課
48	養育費確保支援事業費補助	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
49	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
50	児童扶養手当	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
51	ひとり親家庭等医療費助成	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
52	母子生活支援施設	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
53	母子父子寡婦福祉資金貸付金	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
54	青少年育成自立支援事業	(3-(5)後掲)	若者・くらしの悩み相談課
55	不登校児童・生徒への取組	(3-(5)後掲)	学びづくり課
56	社会環境浄化活動の推進	(3-(5)後掲)	若者・くらしの悩み相談課
57	青少年・若者相談	(3-(5)後掲)	若者・くらしの悩み相談課
58	ふくやま・ヤングサポートネットワーク	(3-(5)後掲)	若者・くらしの悩み相談課
59	スクールカウンセラー配置事業※県事業	(3-(5)後掲)	学びづくり課
60	スクールソーシャルワーカー活用事業※県事業	(3-(5)後掲)	学びづくり課

(4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

現状と課題

本市では、「福山市障がい者プラン」に基づき、障がい児等に必要な支援体制の充実に取り組んでいます。

発達障がい児の支援体制としては、備後圏域市町で共同運営することも発達支援センターを中心に、こどもの発達の課題の早期発見に努め、相談、診察、訓練の医療的支援の実施や関係機関との連携を図っています。

福祉に関するアンケート調査（2023年（令和5年）実施）では、発育・発達上の支援が必要なこどものために必要なこととして、「保育所、学校、病院、障がい児通所支援事業所が連携して療育支援をしてくれること」、「通所・通学先で障がいの特性や発達に合わせた支援をしてくれること」が求められており、障がいのある児童の通所、通学先との連携を図りながら、利用児童に応じた療育の提供や支給決定、個人の状況や相談ニーズに対応することのできる質の高い相談支援体制の確保が必要です。また、医療的ケアを必要とする児童等が、円滑に必要な支援を受けられるよう、関係機関の連携体制の構築が求められています。さらに、障がい児等の保護者のレスパイトが必要とされる場合等において、サービスの提供体制の充実が求められています。

今後も、障がいのあるこども・若者から意見を聴き、地域で安心して自立した生活ができるよう、一人一人の障がいの特性やライフステージに応じた、切れ目のない、きめ細やかな支援につながる取組が必要です。

今後の方向性

福祉・保健・教育・医療の各分野において、障がいのあるこども・若者から意見を聴き、きめ細やかな対応がとれるよう、市や関係機関、団体との連携を強化しながら、一人一人の特性や状況に応じた質の高い継続的な相談・支援体制の充実と各種支援制度の周知を図ります。

また、こどもの発達の課題を早期に発見し、適切な支援につながるよう取り組みます。

さらに、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせるよう、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

（計画 P84）

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	障がい福祉サービス等の充実	障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、児童発達支援センターをはじめとした通所サービスや、居宅サービス等の提供体制の充実を図ります。	障がい福祉課
⑧ 2	こども発達支援センターの運営	発達障がい又はその疑いのある未就学児及び受診歴のある小学生を対象に、地域連携拠点機関として備後圏域の7市2町で共同運営する「こども発達支援センター」において、診断に基づいた医療的支援を継続的に行えるよう、保育施設等と連携を図ります。 2025年度は、児童精神科の診察日を週3日から週4日に拡充します。	こども発達支援センター

No.	事業名	事業概要	担当課
③ 3	医療的ケア児の通学支援事業	公立小・中学校等に在籍し、保護者送迎により通学している通学中に医療的ケアが必要な児童・生徒を対象に、介護タクシー等の車両に訪問看護ステーションから派遣された看護師が同乗し、通学中の医療的ケアを行います。 <u>2025年度は、利用回数の上限を48回から268回に拡充します。</u>	障がい福祉課 学びづくり課
4	短期入所	障がい者（児）を対象に、自宅において介護が一時的に困難になった場合などに、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。障がい者支援施設などにおいて実施する福祉型と、医療機関などにおいて実施する医療型の2種類があります。	障がい福祉課
5	日中一時支援事業	日中において、一時的に見守りなどが必要な障がい者（児）を対象に、見守りや日中活動の場を提供します。	障がい福祉課
6	障がい者基幹相談支援センター事業	障がいの種別等を問わず、地域で安心して生活できるよう、総合相談や専門の相談員による相談を行い、日常生活及び社会生活を支援します。	障がい福祉課
7	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児を対象に、補聴器の購入・更新・修理に係る費用の一部を助成します。	障がい福祉課
8	重度心身障がい者医療費助成	重度の障がいのある障がい者（児）を対象に、医療機関へ通院又は入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。	障がい福祉課
9	障がい児等療育支援事業	障がい児やその保護者を対象に、訪問及び外来による療育訓練等を実施します。 また、障がい児通所支援事業所、保育施設等の職員を対象に、療育指導を行います。	障がい福祉課
10	障がい児福祉手当	20歳未満の精神又は身体に重度の障がいを有する児童を対象に、手当を支給します。	障がい福祉課
11	育成医療給付	一定の身体上の障がい等がある児童を対象に、障がいや疾病を軽減、改善するために要する保険診療に係る自己負担分の一部を助成します。	障がい福祉課
12	精神障がい者医療費助成	自立支援医療（精神通院）の支給決定を受けている人を対象に、通院に係る自己負担分の一部を助成します。	障がい福祉課
13	通園施設利用者負担軽減事業	障がい児通園施設の利用者負担を無償化し、早期療育の促進を図ります。	障がい福祉課
14	特別児童扶養手当	身体・知的・精神に概ね重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護する保護者を対象に、手当を支給します。	障がい福祉課
15	日常生活用具支給	身体障がい者手帳所持者等を対象に、日常生活をより円滑に行うための用具等を支給します。	障がい福祉課
16	補装具費支給	身体障がい者手帳所持者等を対象に、障がいのある部位を補うために用いられる補装具の購入等に係る費用の一部を支給します。	障がい福祉課
17	ペアレントメンター派遣事業	発達障がい児等の保護者を対象に、心のサポートと家族支援の充実・強化を図るため、ペアレントメンターを派遣します。	障がい福祉課
18	臓器移植等を行う小児慢性特定疾病児童等に係る交通費等補助（小児慢性特定疾病交通費等補助）	小児慢性特定疾病に起因する臓器移植等を市外の医療機関で受ける児童等及び保護者の交通費並びに当該保護者の宿泊費の一部を補助します。	保健予防課

No.	事業名	事業概要	担当課
⑨19	医療的ケア児医療機関等体制整備事業	医療的ケア児が、病院から在宅へ移行し身近なかかりつけ医で必要な医療を受けることができるよう、大学や医師会等とのワーキンググループを立ち上げ、ガイドブックを作成するなど医療提供体制を構築します。	保健予防課
20	親子教室（療育相談事業）	1歳6か月児健康診査、相談等において、精神発達面の経過観察を必要とするこどもを対象に、今後の療育の方向付けを行うとともに、関係機関等と連携のもと幼児の健全な発達に向けた、継続支援を行います。	ネウボラ推進課
21	ことばの相談室運営	ことばや発達に課題のある児童を対象に、指導援助、保護者の相談と支援を行います。 また、地域の支援システムにおける相談室の役割を明確にし、支援体制の充実を図ります。	保育指導課
22	特別支援教育就学奨励事業	市立小学校・中学校等の通常学級に在籍する、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいのある児童・生徒又は特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者を対象に、経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を助成します。	学事課
23	特別支援学級保護者付添交通費補助	通園・通学に付添いが必要な児童・生徒の保護者を対象に、交通費の一部を補助します。	学びづくり課
24	看護介助員の配置	看護師資格のある人を看護介助員として医療的ケア児が通う学校に配置します。	学びづくり課
25	障がい児の教育	教育・医療・福祉の連携のもと、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた教育を推進します。	学びづくり課
26	特別支援教育体制推進事業	障がい等のある児童・生徒を対象に、安心していきいきと学校生活が送れるよう、校内委員会を中心とした組織的な推進支援体制を構築し、特別支援教育を推進します。	学びづくり課
27	医療的ケア児保育事業	(1-(3)再掲)	保育施設課
28	障がい児保育	(1-(3)再掲)	保育指導課

(5) 悩みや不安を抱えるこども・若者、子育て家庭への支援

現状と課題

学童期から思春期、青年期は、こども・若者のライフステージの中でも様々な悩み・不安を抱える時期となっています。

いじめや不登校、高校中退、ひきこもり、DVに加え、近年では家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーなど悩みや不安が多様化しています。

本市では、関係機関や関係団体と連携しながら悩みの相談や支援を実施しています。

こども・若者世代実態調査では、公的相談機関に相談したことがない理由として、「相談しても解決できないと思う」や「公的な相談機関が何をしているかわからない」と回答した割合が高くなっています。

また、ニーズ調査では、子育てで悩んでいることについて、「こどもとの接し方に自信が持てないこと」や「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」を挙げている保護者がいます。

支援を必要とするこども・若者やその家族がより相談しやすく、支援につながりやすい環境の整備や相談支援体制の周知啓発・充実に加え、子育て家庭の育児不安を解消するための取組が必要です。

今後の方向性

悩みや不安を抱えたこども・若者や家族に対し、相談支援や各種支援制度に関する情報等を積極的に発信し広く周知するとともに、悩みを抱え込まずに社会と関わることができるよう相談しやすい体制を充実します。

また、こどもとの関わり方に関する助言や親子でのレスパイトケアなど、子育て家庭の育児不安を解消するための取組を推進します。

(計画 P85)

基本施策に位置づく事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1	青少年育成自立支援事業	ひきこもりがちで、社会との関係が希薄な若者が、自信を取り戻し、社会への一歩を踏み出すことができるよう、社会活動への参加を促す「社会体験活動プログラム」を実施し、若者の自立に向けた支援を行います。	若者・くらしの悩み相談課
2	ひきこもり対策事業	ひきこもり相談窓口「ふきのとう」や関係課による相談、ひきこもり家族教室・家族交流会、ひきこもり相談支援関係課連絡会議の開催、相談支援者や市民を対象とした講演会を開催します。	健康推進課
③	教育相談事業（メタバースを活用した不登校支援）	インターネット上の仮想空間を利用し、授業等を実施することで、学校内外の専門機関等につながるよう児童・生徒を支援します。	学びづくり課
4	スクールカウンセラー配置事業※県事業	臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図り、不登校等の未然防止や早期解決をめざします。	学びづくり課

No.	事業名	事業概要	担当課
5	スクールソーシャルワーカー活用事業※県事業	生活環境改善などが必要な家庭を対象に、7中学校区の小中学校に家庭、地域、学校の連携・協力を支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等と連携した効果的な支援を行います。	学びづくり課
⑥6	不登校児童・生徒への取組	児童・生徒一人一人が安心して生活できるよう、校内外フリースクールの拡充などの多様な居場所づくりを進めるとともに、不登校への組織的な対応、校区の小中学校の連携などの教育相談体制の充実を図ります。 <u>2025年度は、フリースクールかがやきの支援員を増員するとともに、校内フリースクールの設置校を拡充します。</u>	学びづくり課
⑦7	フリースクール「おやまの学校」	山野の豊かな自然環境を生かし、地域と連携して取り組むフリースクール「おやまの学校」を定期開催します。	学校再編推進室
8	DV・離婚等の相談事業	DV・離婚等の相談に対応し、状況に応じて関係機関等と連携して、支援を行います。	若者・くらしの悩み相談課
9	ヤングケアラーの啓発・サポート	ヤングケアラーに関するリーフレットの配布や出前講座の実施により、認知度を高めるとともに、様々な悩みや不安を抱えるこども・若者の相談を受け、適切な支援を行います。	ネウボラ推進課 若者・くらしの悩み相談課 学びづくり課
10	子育て世帯訪問支援事業	(3-(1)再掲)	ネウボラ推進課
⑥11	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病や疲労、仕事等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や保護者のレスパイトが必要な場合に、児童養護施設や乳児院において児童の養育等や親子での入所を支援します。 <u>2025年度から、親子入所利用に対応し、経済的な理由から緊急一時的に利用が必要な親子を受け入れ、自立へ向けた支援を行います。</u>	ネウボラ推進課
12	自殺対策事業	こども・若者のこころの不調や対処法について理解し、適切な相談先につなぐことができるよう、ゲートキーパー養成研修を行います。 自殺予防に係る取組について学校へ周知し、相談窓口を児童・生徒に周知します。また、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育に取り組みます。	健康推進課 学びづくり課
13	更生保護活動の周知・啓発	保護司、更生保護女性会、BBS（青年のボランティア団体）等の活動について理解と関心が深まるように、ホームページ等で活動状況を周知します。	若者・くらしの悩み相談課
14	社会環境浄化活動の推進	社会環境浄化調査や啓発を行います。また、行政、関係機関等が連携を強化する中で、家庭、学校、地域が一体となって、青少年の健全育成に取り組みます。	若者・くらしの悩み相談課
15	少年サポートセンターふくやま	立ち直りが必要な非行少年や被害少年を対象に、少年サポートセンター（警察、福山市、福山市教育委員会）が情報共有・連携して、居場所づくり（少年サポートルーム）を実施するとともに、大学生ボランティアや中央青少年育成員と協力して、コミュニケーションスキル習得のための体験活動や学習支援活動を行います。	若者・くらしの悩み相談課 学びづくり課
16	青少年・若者相談	様々な悩みや不安を抱えるこども・若者やその保護者等の相談に対応し、状況に応じて関係機関等と連携して、支援を行います。	若者・くらしの悩み相談課

No.	事業名	事業概要	担当課
17	ふくやま・ヤングサポートネットワーク	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を地域で支援するため、青少年育成自立支援事業関係課に加え、NPO 法人等民間支援団体とも連携し、分野を横断した有機的な連携を図れるようネットワークの強化を進めます。	若者・くらしの悩み相談課
18	いじめ防止対策	全ての児童・生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けられるような働きかけを、児童会や生徒会を中心としたいじめ防止の啓発活動や各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に実施するとともに、学期毎にアンケートを実施し、早期発見・早期対応に取り組めます。 また、いじめ防止委員会等において情報交換を適切に行い、いじめ問題等発生の発端となり得る事態の早期把握、いじめ問題等の発生の未然防止に取り組めます。	学びづくり課
19	生活保護世帯のこどもの大学等への進学支援	(1-(7)再掲)	生活福祉課
20	居場所づくり支援事業	(2-(3)再掲)	ネウボラ推進課
21	非行防止活動の推進	(2-(4)再掲)	若者・くらしの悩み相談課
22	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業	(3-(2)再掲)	ネウボラ推進課
23	子ども健全育成支援事業	(3-(3)再掲)	ネウボラ推進課

第3章

福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）に 設定する指標

福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）には、「めざす姿を実現するための指標」及び基本施策の進捗管理を行うための「成果指標」、「進捗把握指標」の指標を設定しています。

なお、「成果指標」は、目標値を定め、施策効果を評価する指標です。「進捗把握指標」は、目標値を定めず、施策の進捗を把握するための指標として設定します。

【めざす姿を実現するための指標】

指標	現状値	目標値	備考
「生活に満足している」と思うこどもの割合（満足度7～10と回答した割合）	(小学生) 73.6% (中学生) 63.4% (2023年度)	(小学生) 80.0% (中学生) 70.0%	次回調査 2028年度
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	(小中学生) 89.9% (15～39歳) 83.7% (2024年度)	(小中学生) 95.0% (15～39歳) 90.0%	次回調査 2028年度 (15～39歳)
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	(小中学生) 97.2% (2024年度)	現状維持	
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	(小中学生) 86.2% (15～39歳) 67.1% (2024年度)	(小中学生) 95.0% (15～39歳) 80.0%	次回調査 2028年度 (15～39歳)
「この地域で子育てしたい」と思う親の割合	92.9% (2023年度)	96.0%	

【基本施策の進捗管理を行う「成果指標」及び「進捗把握指標」】

基本方針１ 「子育て家庭への取組」の評価指標

【成果指標】

施策 No.	指標	現状値	目標値	備考
1-1	妊娠 11 週以内での妊娠届出率	95.8% (2023 年度)	95.0%以上	
1-1	妊婦歯科健康診査受診率	46.9% (2023 年度)	54.0%	
1-1	こんにちは赤ちゃん訪問事業の生後 4 か月までの訪問率	101.4% (2023 年度)	100%	
1-2	地域子育て支援拠点事業実施か所数	36 か所 (2023 年度)	41 か所	
1-3	保育所待機児童数	0 人 (2023 年度)	0 人	
1-4	1 歳 6 か月児健康診査受診率	98.0% (2023 年度)	97.0%以上	
1-4	むし歯のない 3 歳児の割合	90.7% (2023 年度)	94.0%	
1-4	麻疹風疹定期予防接種の接種率	92.2% (2023 年度)	95.0%	
1-4	朝食を毎日食べている人の割合	(5 歳児) 93.2% (小 6) 87.5% (中 2) 79.3% (高 2) 75.4% (2023 年度)	100%	次回調査 2029 年度
1-4	児童における肥満傾向児の割合 (小 6)	(男子) 17.2% (女子) 10.7% (2023 年度)	7.0%	次回調査 2029 年度
1-4	最近 1 か月の喫煙経験がある人の割合	(中 2) 0.3% (高 2) 0% (2023 年度)	0%	次回調査 2029 年度
1-4	最近 1 か月の飲酒経験がある人の割合	(中 2) 0.9% (高 2) 0% (2023 年度)	0%	次回調査 2029 年度
1-4	BMI18.5 未満の 20～30 歳代の女性の割合	13.0% (2023 年度)	13.0%	次回調査 2029 年度
1-4	「食育」に関心がある人の割合	(男性) 67.3% (女性) 76.6% (2023 年度)	84.0%	次回調査 2029 年度
1-6	男性の育児休業取得率	32.9% (2023 年度)	85.0%	
1-6	ふくやまワーク・ライフ・バランス認定企業数	137 件 (2023 年度)	300 件	

【進捗把握指標】

施策 No.	指標	現状値	備考
1-1	合計特殊出生率	1.51 (2022 年)	
1-1	理想のこどもの数	(就学前保護者) 3人 43.6% 2人 40.0% (小学生保護者) 3人 39.2% 2人 41.7% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
1-2	「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	(就学前保護者) 38.4% (小学生保護者) 42.9% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
1-4	児童における痩身傾向児の割合（小6）	(男子) 2.3% (女子) 3.1% (2023 年度)	次回調査 2029 年度
1-5	人口 10 万人当たりの医師数（産科・産婦人科医師）	9.4 人 (2022 年度)	次回調査 2024 年度
1-5	人口 10 万人当たりの医師数（小児科医師）	12.1 人 (2022 年度)	次回調査 2024 年度
1-7	理想のこどもの数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる保護者の割合	(就学前保護者) 82.2% (小学生保護者) 78.5% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
1-8	こどもと楽しめる場所で物足りないと感じている場所として「近所の公園」と回答した人の割合	(就学前保護者) 38.0% (小学生保護者) 36.4% (2023 年度)	次回調査 2028 年度

基本方針2 「こども・若者への取組」の評価指標

【成果指標】

施策 No.	指標	現状値	目標値	備考
2-1	自己肯定感に係る質問に肯定的に回答した 児童・生徒の割合	(小学校) 87.5% (中学校) 85.2% (2023 年度)	前年度以上 (2026 年度)	
2-1	コミュニティ・スクールの導入率	18.6% (2024 年度)	100% (2026 年度)	
2-2	学校図書館を週1回以上利用している児 童・生徒の割合	29.0% (2023 年度)	60.0% (2026 年度)	
2-4	登下校時の交通事故発生件数	59 件 (2023 年度)	前年度を下回る (2026 年度)	
2-5	市内大学生の地元就職率	27.7% (2023 年度)	32.5% (2025 年度)	

【進捗把握指標】

施策 No.	指標	現状値	備考
2-1	「自分の将来について考えたことがある」こどもの割合	82.1% (2024 年度)	
2-2	自分の周りにはこどもや若者の遊びや体験活動の機会・場 所が十分にあると思うと回答した割合	75.8% (2024 年度)	
2-3	安心できる場所の数が1つ以上あるこどもの割合	99.1% (2024 年度)	
2-3	ここに居たいと感じる「居場所」がある若者の割合	94.0% (2024 年度)	次回調査 2028 年度
2-4	30 歳未満の不慮の事故での死亡者数	5 人 (2022 年)	
2-6	50 歳時点の未婚率	(男性) 26.9% (女性) 16.2% (2020 年)	次回調査 2025 年
2-6	「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	72.9% (2015 年度)	次回調査 2024 年度
2-7	「こどもは権利の主体である」と思うこどもの割合	86.0% (2024 年度)	

基本方針3 「援助を必要とするこども・若者、子育て家庭への取組」の評価指標

【成果指標】

施策 No.	指標	現状値	目標値	備考
3-1	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	(1歳6か月児) 89.1% (3歳児) 75.9% (2023年度)	(1歳6か月児) 89.0%以上 (3歳児) 75.0%以上	
3-2	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業受講者の高校進学率	100% (2022年度)	100%	
3-3	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	40.0% (2023年度)	50.0%	
3-3	生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率	43.0% (2023年度)	50.0%	
3-3	住居確保給付金受給者の就職率	57.1% (2023年度)	60.0%	
3-4	保育所等訪問支援事業所の設置数	16 か所 (2023年度)	19 か所 (2026年度)	
3-5	不登校出現率	(小学校) 2.68% (中学校) 8.10% (2023年度)	前年度以下 (2026年度)	

【進捗把握指標】

施策 No.	指標	現状値	備考
3-1	児童虐待相談件数	1,264 件 (2023 年度)	
3-2	ひとり親世帯の貧困率（中央値 1 / 2 未満の割合）	(小 5 保護者) 45.8% (中 2 保護者) 46.8% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	(小 5 保護者) 電気料金 11.5% ガス料金 11.5% 水道料金 10.7% (中 2 保護者) 電気料金 8.7% ガス料金 8.7% 水道料金 6.3% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	(小 5 保護者) 食料 32.0% 衣服 32.9% (中 2 保護者) 食料 27.8% 衣服 38.0% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	(小 5 保護者) 重要な事柄の相談 9.2% いざという時のお金の援助 16.0% (中 2 保護者) 重要な事柄の相談 9.5% いざという時のお金の援助 16.7% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	ひとり親家庭の親の就業率	(小 5 保護者) 母子世帯 91.5% 父子世帯 100% (中 2 保護者) 母子世帯 87.2% 父子世帯 100% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	(小 5 保護者) 母子世帯 53.4% 父子世帯 90.0% (中 2 保護者) 母子世帯 43.6% 父子世帯 71.4% (2023 年度)	次回調査 2028 年度

施策 No.	指標	現状値	備考
3-3	こどもの貧困率（中央値1 / 2 未満の割合）	（小5 保護者） 10.6% （中2 保護者） 9.8% （2023 年度）	次回調査 2028 年度
3-3	生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	89.2% （2023 年度）	
3-3	生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	3.3% （2023 年度）	
3-3	電気、ガス、水道料金の未払い経験	（小5 保護者） 電気料金 4.6% ガス料金 2.7% 水道料金 3.1% （中2 保護者） 電気料金 2.8% ガス料金 2.2% 水道料金 2.3% （2023 年度）	次回調査 2028 年度
3-3	食料又は衣服が買えない経験	（小5 保護者） 食料 13.1% 衣服 14.6% （中2 保護者） 食料 12.9% 衣服 16.4% （2023 年度）	次回調査 2028 年度
3-3	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（中央値1 / 2 未満）	（小5 保護者） 重要な事柄の相談 5.1% いざという時のお金の援助 18.8% （中2 保護者） 重要な事柄の相談 5.4% いざという時のお金の援助 16.1% （2023 年度）	次回調査 2028 年度
3-5	30 歳未満の自殺者数	12 人 （2022 年）	
3-5	DV・離婚に関する相談件数	486 件 （2023 年度）	
3-5	「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	（小5） 1.3% （中2） 1.0% （2023 年度）	次回調査 2028 年度